

宇治田原町 男女共同参画計画

— 新しいいきさわやかプラン —



男女共同参画社会の実現をめざして



我が国におきましては、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など、社会情勢の変化や経済社会のグローバル化などに伴う課題が山積しています。

これらの課題を解決するには、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ること、まさに男女共同参画社会の実現が不可欠となっています。本町では、平成13年（2001年）3月に「宇治田原町女性行動計画～いきいきさわやかプラン～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、種々の施策に取り組んできました。

この計画期間が終了することから計画の改訂とあわせて、このたび男女共同参画社会の実現に向けた施策等を一層積極的に取り組むため「宇治田原町男女共同参画計画～新しいいきいきさわやかプラン～」を策定しました。計画の策定に際しては、住民アンケートやパブリックコメント（住民意見募集）を行い、多くの住民の皆様のご意見を踏まえることに努めてまいりました。

今後は、本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、住民、事業者及び行政が連携・協働し、積極的に施策の推進を図ってまいりたいと存じますので、皆様方のなお一層のご理解とご助力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、ご尽力をいただきました宇治田原町男女共同参画計画策定委員会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係各位の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成23年3月

宇治田原町長 **奥 田 光 治**

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 策定の方法	2

第2章 男女共同参画の現状

1 国内外の動き	3
2 取り巻く社会環境の変化	4

第3章 計画の重点項目と施策の方向

1 施策の体系	7
2 施策の内容	8
基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重の促進	8
基本目標Ⅱ 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援 (ワーク・ライフ・バランスの推進)	11
基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程などへの女性の参画の拡大	17
基本目標Ⅳ 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	20
基本目標Ⅴ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	22
基本目標Ⅵ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	24
基本目標Ⅶ 生涯を通じた女性の健康支援	27
基本目標Ⅷ 男女の均等な雇用・労働環境の整備	29
基本目標Ⅸ 男女共同参画による豊かな地域づくり	33
3 目標指標	35

第4章 計画推進

1 推進体制の充実	37
2 住民や事業者、関係団体との連携	37
3 計画の進行管理	37

参考資料

1	宇治田原町男女共同参画計画策定委員名簿……………	39
2	計画策定の経過……………	40
3	「宇治田原町男女共同参画計画（案）」について（提言）……………	41
4	日本国憲法（抄）……………	43
5	男女共同参画社会基本法……………	47
6	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律……………	54
7	宇治田原町男女共同参画計画策定委員会設置要綱……………	66
8	宇治田原町男女共同参画推進本部設置要綱……………	67
9	用語解説……………	68

第1章

計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等の実現に向けた様々な取組が、戦後の国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきました。

また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力ある社会を築く上で、性別にかかわらず男女共同参画社会の実現は、「21世紀の我が国の社会を決定する重要な課題」と位置付けられています。近年では、「男女共同参画社会基本法」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されるなど新たな展開もみられました。しかし、このような取り組みを経ても、男女の固定的な役割分担に関する国民の意識は根強く残っています。また、国際的な指標からみた日本の女性の地位や社会参画状況を示す水準は今もなお低く、就労の場や政策・方針決定の場、さらには家庭において、男女が対等な構成員として個性と能力を発揮するには多くの課題が残されているのが現状です。

こうした中、本町において男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、本計画を策定しました。

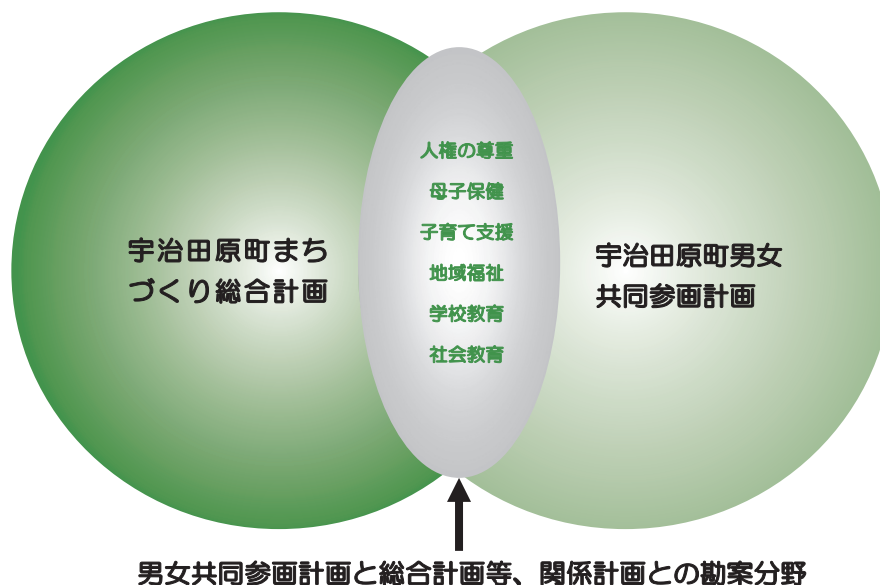
2 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法に定められた市町村男女共同参画計画として位置づけます。また、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」と京都府における「京都府男女共同参画推進条例」及び「新KYOのあけぼのプラン」を踏まえるものとします。

さらに、本計画は、まちづくりの様々な分野に及ぶため「宇治田原町まちづくり総合計画」など本町の上位計画等との整合性を勘案しつつ、住民アンケート「男女共同参画社会に関するアンケート」の結果を盛り込むなど、広く住民の意見を盛り込んだものとしています。

また、本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」第2条の3第3項に基づく本町における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」とみなします。

まちづくりと一体的な計画策定のイメージ図



3 計画の期間

この計画の目標はおよそ10年間を一区切りとします。今後は国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適宜計画の内容を見直していきます。

平成23年度（2011年）から平成32年度（2020年）



社会情勢の変化などに応じて適宜見直し

4 策定の方法

本計画は幅広い関係者の参加による計画策定体制とするため、福祉関係者、女性団体の代表者、学校関係者、子育て支援関係者、一般公募からなる「男女共同参画計画策定委員会」により計画内容の審議を行いました。

そして、住民アンケート「男女共同参画社会に関するアンケート」を実施するとともに、策定期間中、ホームページなどを活用してパブリックコメントを実施する等、住民の意見の反映に努めました。

■住民アンケートの実施

- ・対象者 : 20歳以上の住民
- ・サンプル数 : 500名（無作為による抽出）
- ・実施時期 : 平成21年12月1日～平成22年1月15日
- ・方法 : 郵便による配達・返送
- ・有効回収数 : 242件（有効回収率48.4%）

＜質問項目（一般的な男女共同参画に係る意識調査）＞

- ・男女平等に関する意識の醸成
- ・就労に関する現状と意識
- ・家庭での意識の醸成に関する現状と意識
- ・人権尊重、暴力等に関する現状と意識
- ・生きがい、地域づくり、まちづくりへの参加に関する現状と意識
- ・男女共同参画を進めるしくみや体制、まちづくりに関する意識

第2章

男女共同参画の現状

第2章 男女共同参画の現状

1 国内外の動き

(1) 国際的な動き

国際連合は、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定め、これに続く昭和51年(1976年)からの10年間を「国連婦人の十年」として、「平等・発展・平和」を目標に女性の地位向上を目指す取組を展開しました。

昭和54年(1979年)の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が採択されました。平成7年(1995年)到北京で開催された第4回世界女性会議では、女性に対する暴力、女性の地位向上のための制度的な仕組みなど12の重点領域を定め、戦略目標と各国がとるべき行動を盛り込まれた「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。平成12年(2000年)には、国連特別総会の「女性2000年会議」が開催され、女性の人権の確立をめざす「政治宣言」と、各国政府がとるべき行動目標を盛り込んだ「成果文書」が採択されました。

そして、平成17年(2005年)に開催された第49回国連婦人の地位委員会(通称「北京+10」)では、第4回の世界女性会議から10年の節目を迎えて、「北京宣言及び行動綱領」、「女性2000年会議成果文書」を再確認することを柱とした宣言が採択されました。

(2) 国の動き

昭和50年(1975年)に、総理府に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年(1977年)には、「国内行動計画」が策定されました。

その後、「男女雇用機会均等法」の制定など、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、昭和60年(1985年)には、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条例」(女子差別撤廃条約)が批准されました。

平成6年(1994年)には内閣に全閣僚を構成員とする男女共同参画推進本部が設置され、国内における推進体制の強化が行われました。平成8年(1996年)には、「新国内行動計画」の抜本的な改正である「男女共同参画2000年プラン」が策定され、さらに平成11年(1999年)、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

また、平成12年(2000年)には「男女共同参画基本計画」が策定され、その後、平成17年(2005年)に、それまでの取組を評価・総括した上で「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。近年では、平成19年(2007年)、「男女雇用機会均等法」の一部が改正され、男女双方に対する差別や間接差別、妊娠、出産等を理由とする不利益な取り扱い等が禁止されました。

(3) 京都府の動き

京都府では、平成元年(1989年)に「男女平等と共同参加の21世紀社会をめざす一京都府行動計画」(KYOのあけぼのプラン)が策定され、その後プランは平成13年(2001年)に改定され、「男女共同参画社会基本法」を踏まえた「京都府男女共同参画計画 新K

ＹＯのあけぼのプラン」として、新しい１０か年計画が策定されました。また、平成１８年（２００６年）には後期施策についての取組が検討されました。

平成１６年（２００４年）には「京都府男女共同参画推進条例」が施行され、取組の更なる推進が図られました。その後も平成１８年（２００６年）に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援の関する計画」が策定され、平成２１年（２００９年）３月に、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ））を容認しない社会の更なる実現をめざし、本計画が改訂されました。

平成２０年（２００８年）に「女性発・地域元気力『わくわく』プラン」が策定され、地域づくり、ＮＰＯ・起業の分野で活動する女性のチャレンジを支援し、男女が支え合い、活力ある京都づくりの取組が進められています。また、同年８月には、京都の特性に十分配慮したワーク・ライフ・バランスを推進するため、「ワーク・ライフ・バランス専門部会」を設置されました。

（４）本町の取組

宇治田原町では、平成５年（１９９３年）に女性行政の仕事が新たに加わり、以後、男女共同参画社会の実現をめざして講座や講演会などをとおして、男女平等の意識啓発に取り組んできました。平成１０年（１９９８年）には住民意識調査を行い、その結果をリーフレット「自分らしく生きよう！」にまとめました。

一方、平成１２年（２０００年）には女性行動計画策定に向けて幅広く意見を求めるために「宇治田原町女性問題懇談会」を組織し、平成１３年（２００１年）に「宇治田原町女性行動計画（案）」についての提言を受け、同年３月、「宇治田原町女性行動計画～いきいきさわやかプラン～」を策定しました。その後、本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、住民等対象とした啓発事業（映画上映、講演会等）を実施してきました。

また、平成２２年度に「宇治田原町女性行動計画～いきいきさわやかプラン～」の計画期間が終了することから、次期計画に向け本町が取り組むべき諸課題及び方策などについて意見を求めるため、平成２１年（２００９年）１１月に「宇治田原町男女共同参画計画策定委員会」を設置しました。

平成２３年には同策定委員会から「宇治田原町男女共同参画計画（案）」の提言を受け、同年３月「宇治田原町男女共同参画計画」の策定に至りました。

２ 取り巻く社会環境の変化

（１）少子高齢化の進展

我が国では、少子高齢化が急速に進展しており、平成１９年（２００７年）の合計特殊出生率は、１．３４であり、過去最低を記録した平成１７年（２００５年）の１．２６から若干回復したものの、人口を維持するために必要とされる２．０８を大きく下回っています。また、平均寿命の伸長や少子化の進行により人口構造の高齢化が進んでいることから、２０５０年には国民のおよそ２．８人に１人が６５歳以上という超高齢化社会が到来することが予測されています。

本町の（本町の結果）年齢３区分別人口の推移をみると、総人口は年々増加とともに６５歳以上の人口も増加を続け、平成２年（１９９０年）で高齢化率が１４．７％、平成２２年（２０１０年）２１．９％、１５歳未満の人口比率においても、平成２年（１９９０年）２０．１％、平成２１年（２００９年）には１４．２％と本町においても、およそ２０年近い間、例外なく少子化と高齢化

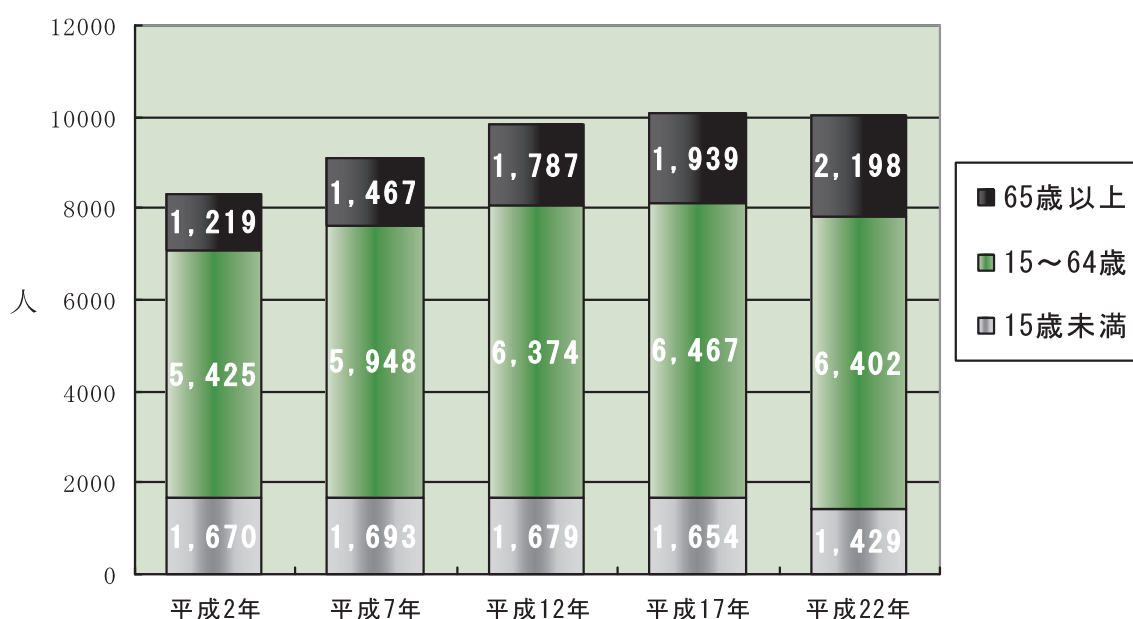
がともに進み、数値上双方が逆転している状況にあります。

少子化の原因については、未婚化・晩婚化の進行など様々な要因があるとされていますが、その背景には個人の価値観の多様化、子育てへの経済的な負担感や仕事と子育ての両立に対する負担感が増していることなどが考えられます。また、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化など、子育てを取り巻く環境の変化も要因と考えられています。

少子高齢化の進行による社会経済への影響として、労働人口が減少し経済成長率が低下するおそれがあり、また年金・医療・福祉等の社会保障の分野において、現役世代の負担が増大することなどが懸念されます。

こうした中、豊かで安定した社会を実現するためには、性別や年齢などに捉われない社会参画が不可欠であり、家庭を基本としつつも、社会全体で子育てや介護を支援していく環境づくりが必要です。

■宇治田原町の年齢3区分人口



資料：国勢調査、平成22年のみ住民基本台帳（4月1日現在）

（２）雇用環境の変化

これまで、我が国の経済は戦後の復興期から高度成長期にかけて大きく発展してきました。その間、経済が発展し社会が豊かになる中で所得の増加、平均寿命の伸長、進学率の上昇などが進みました。

こうした中、働く女性が近年増えており、平成19年(2007年)の女性の就業者数は2,763万人となり、就業者全体に占める女性の割合は41.4%となっています。

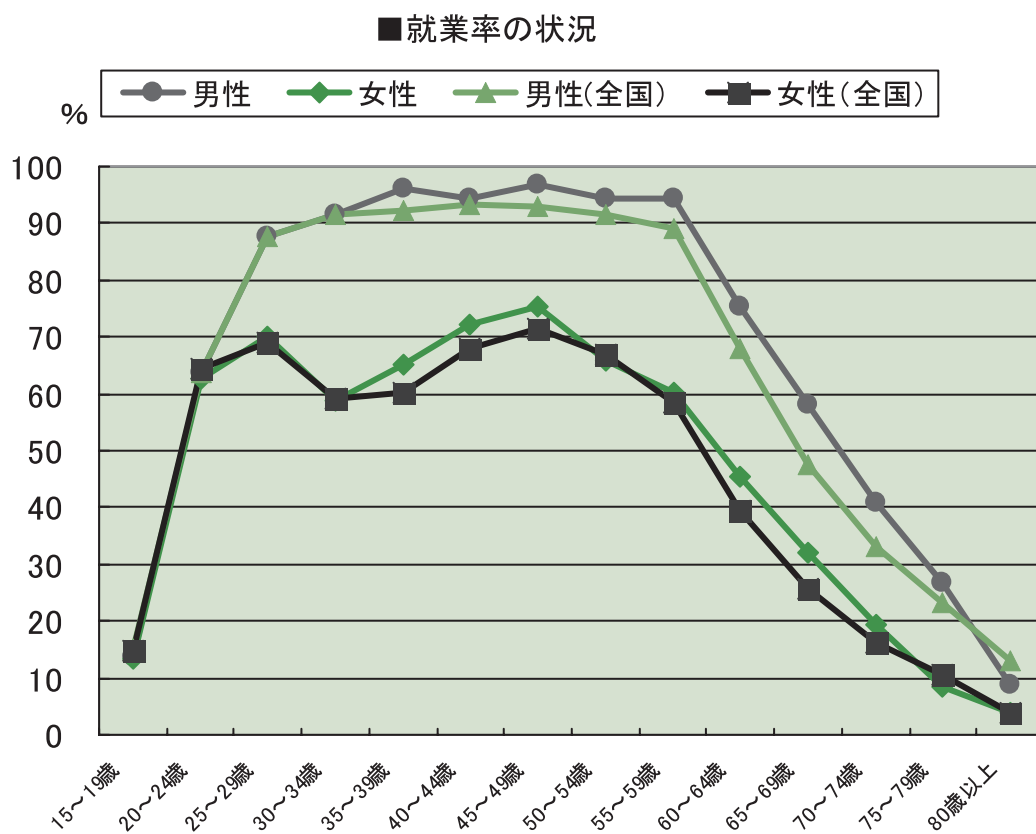
女性の労働力率をみると、20歳代後半に一度ピークを迎え、その後低下した後、40歳代後半に2度目のピークを迎えるという“M字型カーブ”が描かれています。

これは、結婚や出産を機にいったん仕事を辞め、子育て等が落ち着いた頃に再び就労するためと考えられますが、本町も全国と同様にM字型の傾向がみられます。また、再び就労する際の働き方としては、パート・アルバイトといった非正規雇用の形態が多くなっています。

急激な景気低迷により雇用環境は非常に厳しい状況にあり、終身雇用や年功序列賃金などの日本型雇用慣行が揺らぎつつあります。また、情報通信技術（IT）の飛躍的な発達により、

就業形態の多様化が進んでいます。

今後は、少子高齢化に伴う若年労働力の不足により、これまで以上に女性の労働力に期待が寄せられるところであり、職場における男女の均等な機会と待遇の確保、仕事と家庭の両立支援など、一人ひとりの意欲と能力を生かせる環境づくりが求められています。

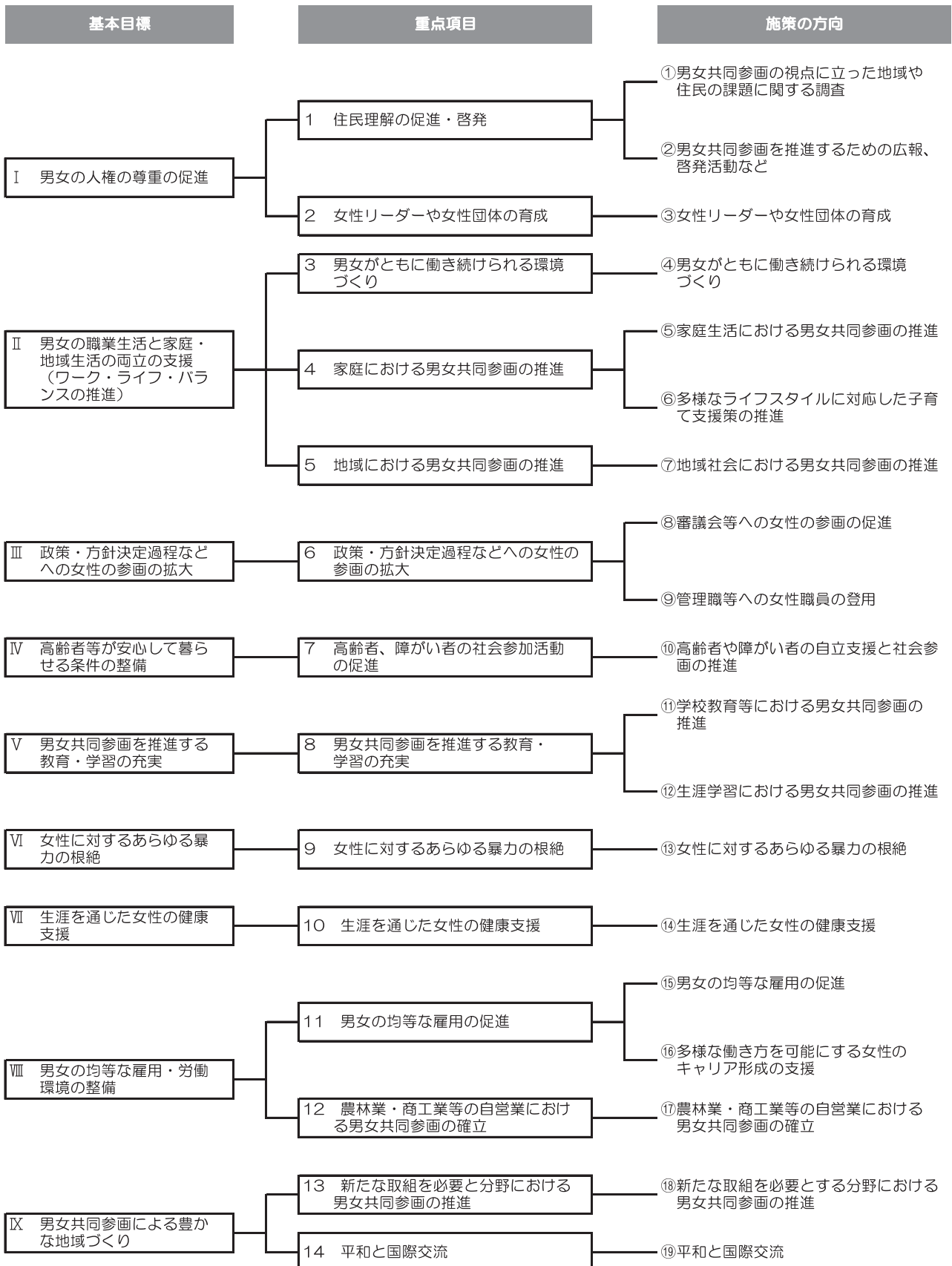


第3章

計画の重点項目と 施策の方向

第3章 計画の重点項目と施策の方向

1 施策の体系



2 施策の内容

◎ 基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重の促進

【現状と課題】

男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法等の各種法制度は整備されましたが、就職活動の際には、女性は男性より不利な立場に立たされるなど、性別による差別的な取り扱い、男性、女性はこうあらねばならないといった性別に起因する差別や偏見、ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力もあとをたちません。

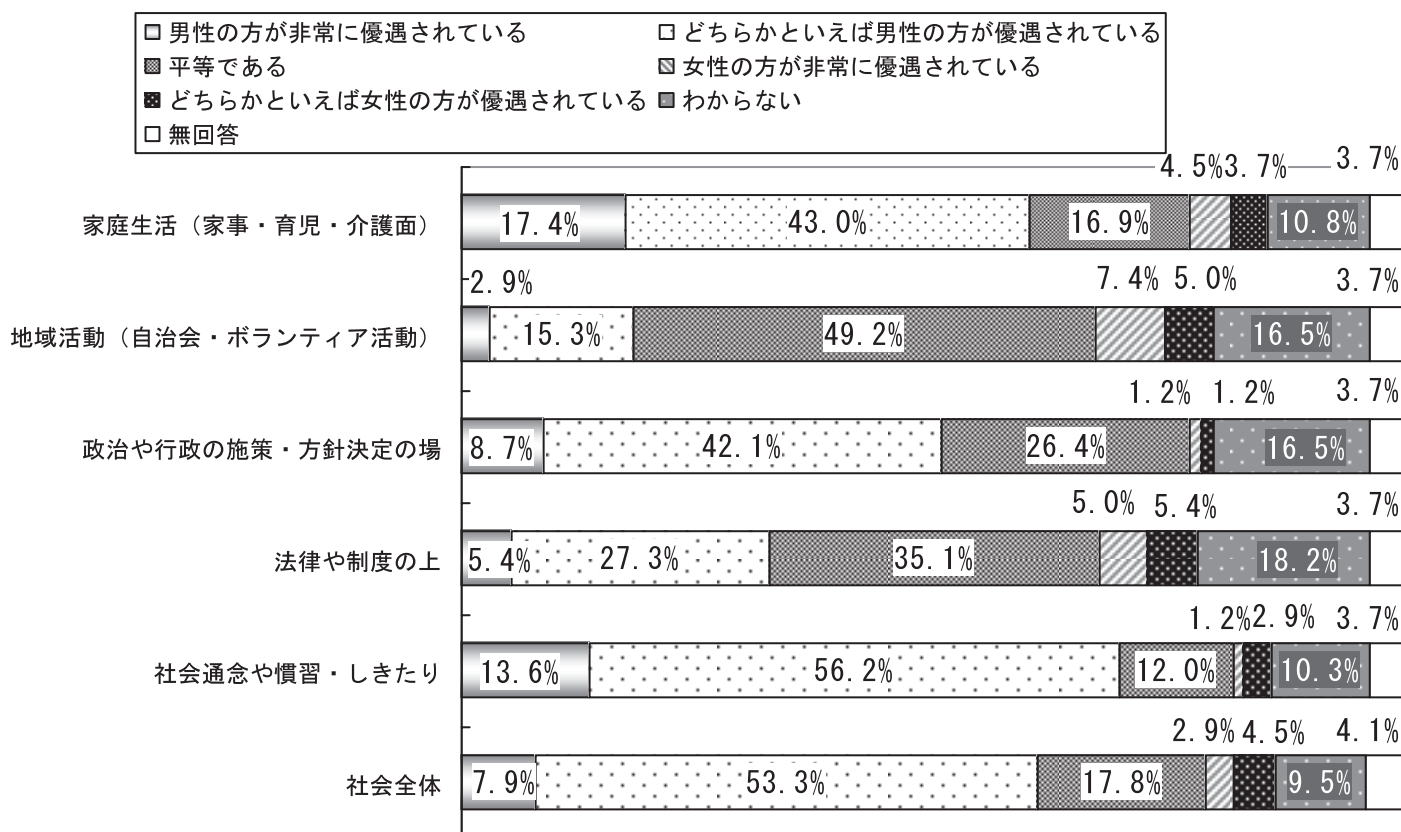
このようなことから、男女が性別に関わりなく個人として尊重されることを基本とし、その個性と能力を発揮し、いきいきと暮らすことができるよう、また男女共同参画に関する理解が深められるよう、あらゆる機会をとらえて広報、啓発活動を進めるとともに、女性リーダーや女性団体の育成が必要となっています。

重点項目 1 住民理解の促進・啓発

多様な立場、性別、幅広い年齢の人々が、男女共同参画社会に関する理解を深めることができるよう、住民団体などと連携しながらあらゆる機会を通じて、多様な媒体も活用した広報、啓発活動を展開します。

また、男女のおかれている現状や課題などを把握できるよう、男女共同参画に関する意識調査などを行うとともに、男女共同参画に関わる情報の収集、提供を進めます。

▽ 男女平等に関する意識



平成 21 年度男女共同参画計画策定にかかるアンケート

施策の方向

① 男女共同参画の視点に立った地域や住民の課題に関する調査

NO	具体的な施策	具体的な施策の視点	主な事業内容	担当課
1	男女共同参画に関する調査、研究及び情報の収集・提供	男女共同参画に関する住民アンケートの実施などによって、現状、課題及び住民ニーズを把握し、それらを施策に反映する必要がある。また、男女共同参画に関する学習、調査、研究の資料とするため、男女共同参画に関わる国・京都府等の動向等に関する情報、資料等を収集し、提供する。	・男女共同参画社会に関する住民アンケート調査の実施 ・役場庁舎、町立図書館等における情報、資料、図書などの収集及び提供 ・各種機関などとの相互情報交換	企画・財政課 教育課

② 男女共同参画を推進するための広報、啓発活動など

NO	具体的な施策	具体的な施策の視点	主な事業内容	担当課
1	性別による固定的な役割分担意識などを反映した慣行や因習・伝統の見直しへの働きかけ	男女が社会における活動の自由な選択を阻害されず、その個性と能力を発揮できるよう、性別による意識などを反映した慣行や因習・伝統に対して男女共同参画の視点に立ち見直しを働きかける。	・町広報紙「町民の窓」等による啓発 ・男女共同参画を推進する講座の開催	企画・財政課 教育課
2	多様な媒体を通じた住民、事業者への広報、啓発活動の充実	町広報紙「町民の窓」、町ホームページなど多様な媒体を活用し、男女共同参画の理解を深める広報・啓発活動を進める。	・「人権のつどい」における啓発 ・町広報紙「町民の窓」等による啓発 ・出前講座による啓発	総務課 企画・財政課 戸籍・保険課
3	男女共同参画に関する理解を深めるための職員研修の充実	町が実施する施策は、住民生活などに影響を与えることが多いため、男女共同参画に関する理解を深める職員研修を実施する。	・男女共同参画に関する職員研修の実施	総務課
4	男女共同参画の視点に立った町の刊行物における表現の配慮	町の刊行物が男女の人権を尊重した表現となるよう、また、性別に基づく固定的な役割分担の観念を伝達することがないよう配慮する。	・男女共同参画の視点に立った刊行物の発行	企画・財政課 各課

重点項目２ 女性リーダーや女性団体の育成

地域において、様々な分野で女性の進出が進んでいますが、リーダーとしての位置付けはまだ少なく、十分に力が発揮されているとはいえません。

男女共同参画社会を実現するためには、女性があらゆる分野で自立し、自ら変革していく力を持つことが必要です。そのための情報収集・整備・提供を促進し、女性のエンパワーメント支援システムの整備と充実に努めます。

さらに、市内の女性団体の積極的な育成を行い、女性団体を中心とした幅広い地域団体との連携、ネットワークづくりの促進に努めます。

施策の方向

③ 女性リーダーや女性団体の育成

NO	具体的な施策	具体的な施策の視点	主な事業内容	担当課
1	女性リーダー養成講座の開催	京都府、京都府男女共同参画センターとの連携のもと、各種団体の育成や自主活動の促進のため、指導者の養成に努める。	・女性リーダー養成講座 ・女性団体養成講座	企画・財政課 教育課
2	女性リーダー養成講座研修会等への派遣	京都府、京都府男女共同参画センターとの連携のもと、各種団体等が開催する研修会等へ講師を派遣する。	・女性のエンパワーメントを図る各種研修会へ講師を派遣	企画・財政課 教育課
3	女性団体の自主活動等への支援及びネットワーク化	地域における女性団体、グループ等の自主的活動への参加・参画を促進し、活動団体の育成に努める。	・女性団体の支援、育成 ・女性団体が行う各種研修会に講師を派遣 ・京都府女性の船の参加者への支援	企画・財政課 教育課

◎ 基本目標Ⅱ 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(ワーク・ライフ・バランスの推進)

【現状と課題】

少子・高齢化、グローバル化、情報化等が進展する中で、仕事と育児や家族の介護を両立できるようにすることは、我が国の経済社会の持続可能な発展のためにも、家族が安心して暮らし、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要です。

また、地域社会が変容する中で、地域に男女が共に参画できる条件整備を進め、地域での活動を活性化させることにより、地域社会を豊かなものとしていくことが期待されています。

男女一人ひとりの生き方が多様化する中で、男性も女性もともに家族としての責任を担い、そして、社会がこれを支援していくことが重要となっています。

このため、仕事と家庭生活の両立支援を進め、働き方の見直しを大幅に進めるとともに、家庭、地域社会における男女共同参画を進め、男女がともに職業生活と家庭生活、地域生活等を両立することができる基盤整備が必要となっています。

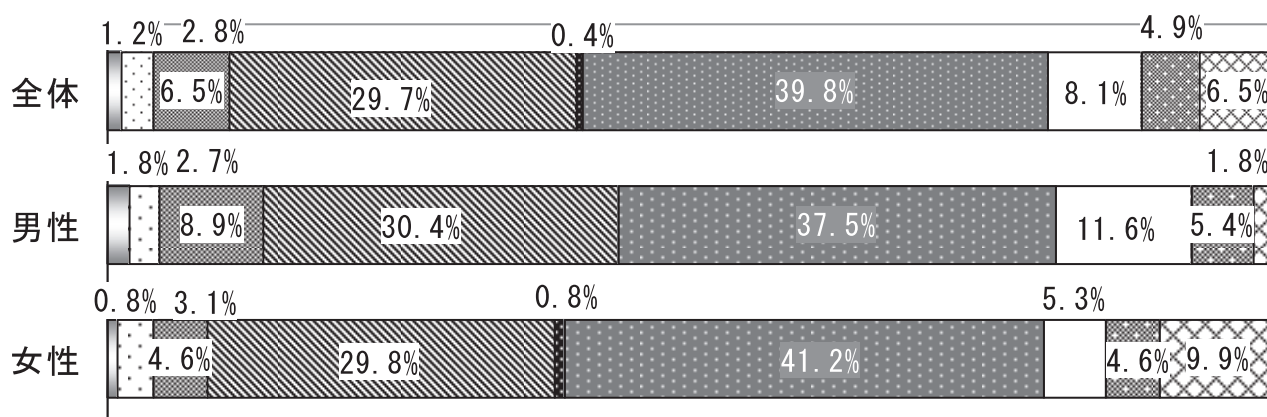
重点項目3 男女がともに働き続けられる環境づくり

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「家庭生活における活動と他の活動の両立」が掲げられています。こうした状況を踏まえ、男性も女性もともに家族としての責任を担い、また、社会がこれを支援していくことが重要となっています。

特に男性については、従来の職場中心の意識、ライフスタイルから職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換が求められています。

このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けての取組を進め、男女がともに働き続けられる環境づくりを図ります。

▽ 女性が職業（収入のある仕事）をもつこと



- ☐ 職業をもたないほうがよい
- ☐ 結婚するまでは、職業をもつほうがよい
- ☐ 子どもができるまでは、職業をもつほうがよい
- ☐ 子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい
- ☐ 子どもはつくらずに、そのまま職業を続けるほうがよい
- ☐ 子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつほうがよい
- ☐ その他
- ☐ わからない
- ☐ 無回答

平成21年度男女共同参画計画策定にかかるアンケート

施策の方向

④ 男女がともに働き続けられる環境づくり

NO	具体的な施策	具体的な施策の視点	主な事業内容	担当課
1	仕事と生活の調和の理解と浸透	仕事と生活の調和を図るために、住民及び事業者などに情報提供や広報啓発活動を行う。	・町広報紙「町民の窓」などを活用したワーク・ライフ・バランスに関する情報提供及び啓発活動	企画・財政課
2	事業者などへの仕事と育児・介護の両立のための制度の普及	男女がともに仕事と家庭などの両立が可能な環境が整備されるよう、事業者及び住民に育児・介護休業法・次世代育成支援対策推進法などの情報を提供し、その普及啓発に努める。	・育児・介護休業法の広報 ・育児・介護休業制度の周知 ・次世代育成支援対策推進法などの周知	福祉課 産業振興課
3	子育て、介護に関する行政サービスの周知	子育て、介護保険に関する行政サービスの周知を図り、サービス利用を推進する。	・子育て、介護保険の行政サービスの周知	福祉課 健康長寿課
4	仕事と育児・介護の両立のための制度の周知及び利用促進の啓発	特定事業主行動計画に基づき男性職員に対する育児休業制度や、介護休業制度の活用促進に向けた啓発を進める。	・男性職員の育児、介護休業取得の奨励	総務課
5	働く男女の健康管理の支援	働く人の健康が保持されるよう、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得を呼びかける。 また、働く人の健康を支援する情報提供やセミナー等を開催する。	・長時間労働の抑制や年次休暇の取得の働きかけ ・働く男女の健康に関する情報提供 ・ノー残業デーの徹底	総務課 健康長寿課

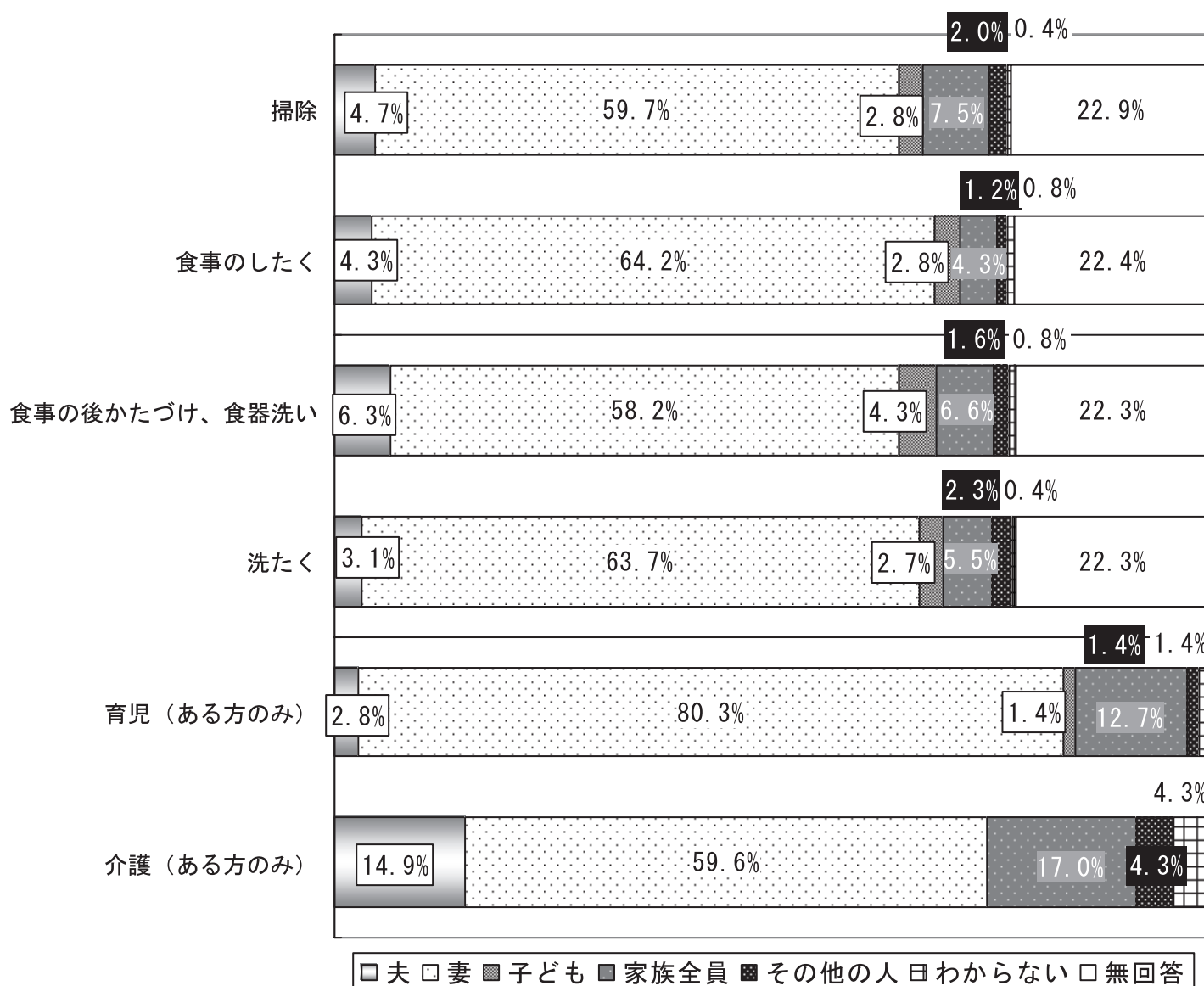
重点項目4 家庭における男女共同参画の推進

家庭生活において、家族を構成している男女が協力して家事や育児、介護を担い、家族の一人ひとりが自立しながら、支え合える関係を築くことが大切です。

男女が安心して子どもを産み育てられるよう、多様なニーズに応じた保育サービスの充実や子育て支援体制の整備などに努めます。

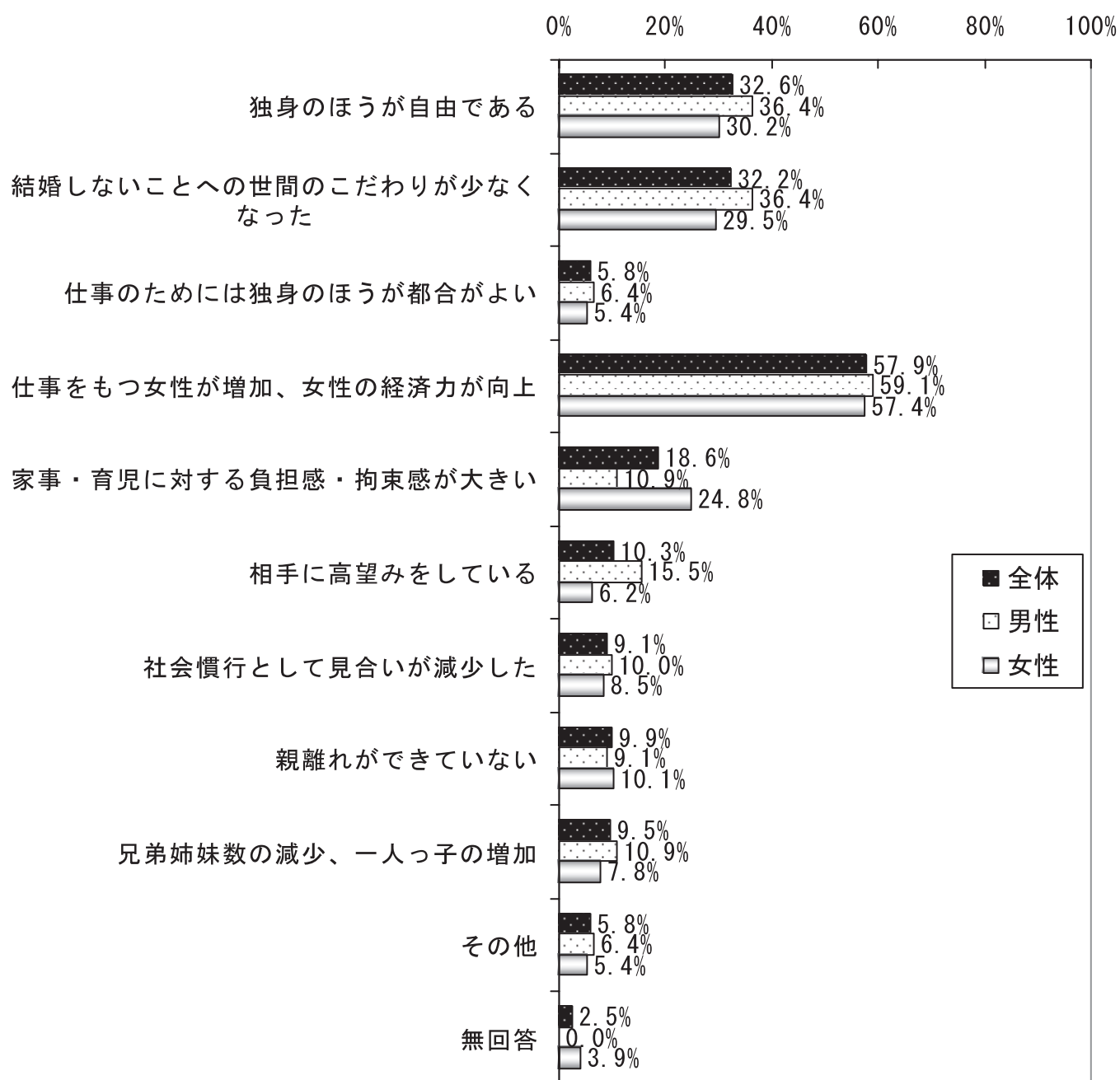
また、社会全体で高齢者の介護を支える介護保険サービス事業を充実させ、家族による介護負担の軽減を図るとともに、高齢者や障がい者が安心して暮らせるための支援を進めます。

▽家庭における家事の分担



平成21年度男女共同参画計画策定にかかるアンケート

▽晩婚化の理由について



平成21年度男女共同参画計画策定にかかるアンケート

施策の方向

⑤ 家庭生活における男女共同参画の推進

NO	具体的な施策	具体的な施策の視点	主な事業内容	担当課
1	子育て、介護、家事など家庭生活への男性参画の促進	男性が仕事中心の生活を見直し、家庭生活やその他の地域活動などに参加・参画できるように実践的な講座の開催や情報に努める。	・ 講座の開催、情報提供 ・ 京都府、京都府男女共同参画センターの情報、資料提供	企画・財政課 福祉課 健康長寿課

⑥ 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の推進

NO	具体的な施策	具体的な施策の視点	主な事業内容	担当課
1	保育サービスの充実	多様な保育サービス需要に適切に対応し、子育てと仕事をはじめとするその他の活動との両立の負担を軽減するため、保育サービスの充実を図る。	・ 延長保育 ・ 一時保育	福祉課
2	放課後児童対策の充実	学童期の児童が放課後に安心して過ごすことができるよう学童保育所等の充実や地域環境づくりを図る。	・ 放課後児童健全育成事業 ・ 放課後子ども教室推進事業	教育課
3	ひとり親家庭への支援	子どもの養育など不安を抱えているひとり親家庭に対し、子育て・生活支援策、就業支援、養育費の確保策、経済的支援策等の総合的なひとり親家庭を推進し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。	・ 児童扶養手当の支給 ・ 母子家庭等医療費助成の周知 ・ 福祉応援金の支給 ・ 京都府が実施しているひとり親家庭などの支援事業の情報提供 ・ 京都府母子家庭等自立支援センターの周知 ・ 生活困窮者への支援	戸籍・保険課 福祉課 教育課
4	子育てに関わる相談体制の充実と子どもへの虐待防止対策の推進	育児の孤立感や不安、子育ての悩みに対応できるよう、きめ細やかな相談体制の充実に努める。また、子どもへの虐待防止対策の推進を図る。	・ 保育所での相談 ・ 小学校及び中学校での相談 ・ 地域子育て支援センターでの相談 ・ 要保護児童対策協議会の開催 ・ 乳幼児健診	福祉課 健康長寿課 教育課

NO	具体的な施策	具体的な施策の視点	主な事業内容	担当課
5	地域における子育て支援の推進	地域子育て支援センターなどの施設において、子育ての交流事業や情報提供の充実を図るとともに、子育てサークルの育成支援及びネットワーク化を図る。また、子育てファミリーサポートセンター事業を広く住民に周知し、会員数及び利用者の増加を図る。	・地域子育て支援センターにおける支援 ・子育てファミリーサポートセンター事業の制度周知 ・PTA活動への支援	福祉課 教育課

重点項目5 地域における男女共同参画の推進

男女が共に地域とのつながりの中で心豊かな生活が送れるよう、ボランティアやNPO活動、地域活動に積極的に参画できる環境づくりを図ります。

施策の方向

⑦ 地域社会における男女共同参画の推進

NO	具体的な施策	具体的な施策の視点	主な事業内容	担当課
1	男女共同参画を推進する人材の発掘・育成への支援	身近な暮らしの中で、男女共同参画が根つき広がるよう、地域において男女共同参画を促進する核となる人材が不可欠である。 そのため、男女共同参画を促進する推進役となる人材を育成できるような事業を展開する。また、人材情報を提供できるような人材ベースなどの整備に努める。	・男女共同参画を推進する各種講座の開催 ・男女共同参画を推進する個人、団体向けの研修会の実施 ・人材情報の人材ベースの構築	企画・財政課 教育課
2	地域活動への男女共同参画の推進	暮らしを豊かにするために、地域の自主的な取組を支援するとともに、地域社会の担い手として参画できるよう区・自治会等へ働きかけ、啓発を行う。	・男女共同参画へ向けた事業が取り組まれるよう啓発を実施	企画・財政課 教育課

◎ 基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程などへの女性の参画の拡大

【現状と課題】

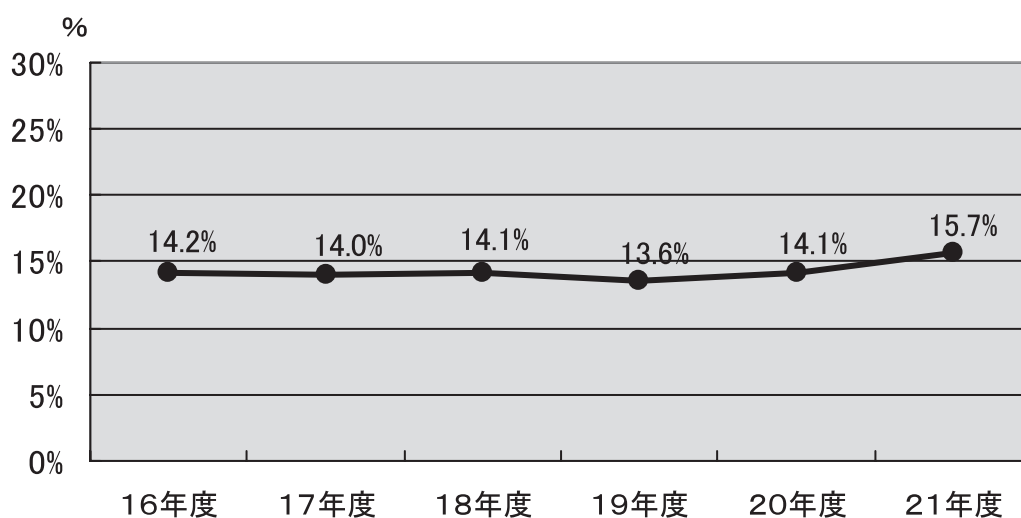
男女共同参画社会の実現にあたっては、行政、地域、企業など様々な分野で女性も男性も対等なパートナーとして意思決定過程に参画し、積極的に意見を反映していくことが重要です。

しかし、現実には女性の参画が十分とはいえない状況にあります。そのため、政策・方針決定過程における女性の参画に向けて、積極的な取り組みを進める必要があります。

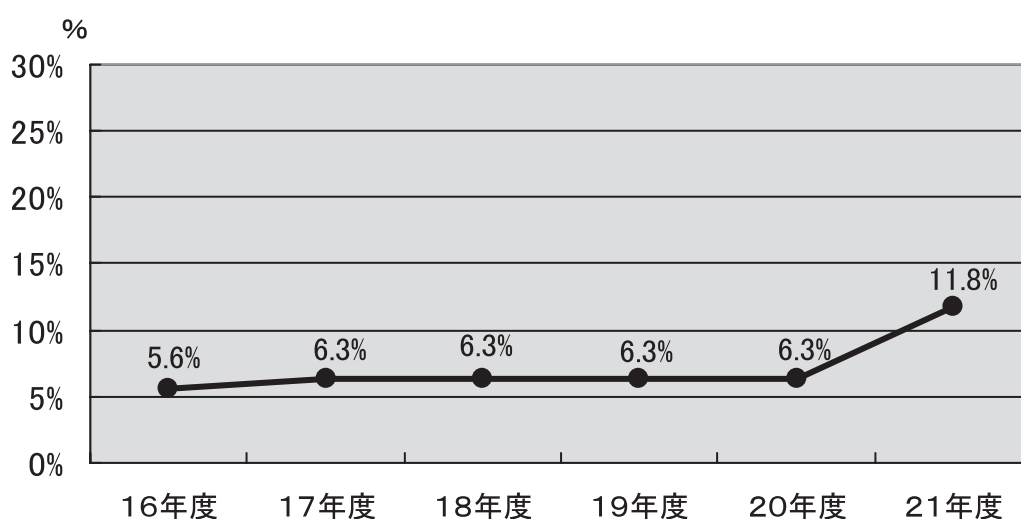
重点項目6 政策・方針決定過程などへの女性の参画の拡大

政策・方針決定過程への女性の参画を促進することは、男女共同参画社会を実現する基盤となります。町政に男女の意見が反映されるよう、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の考え方に立って、審議会などへ女性委員の登用促進を図ります。また、町役場における女性管理職の登用を進めます。

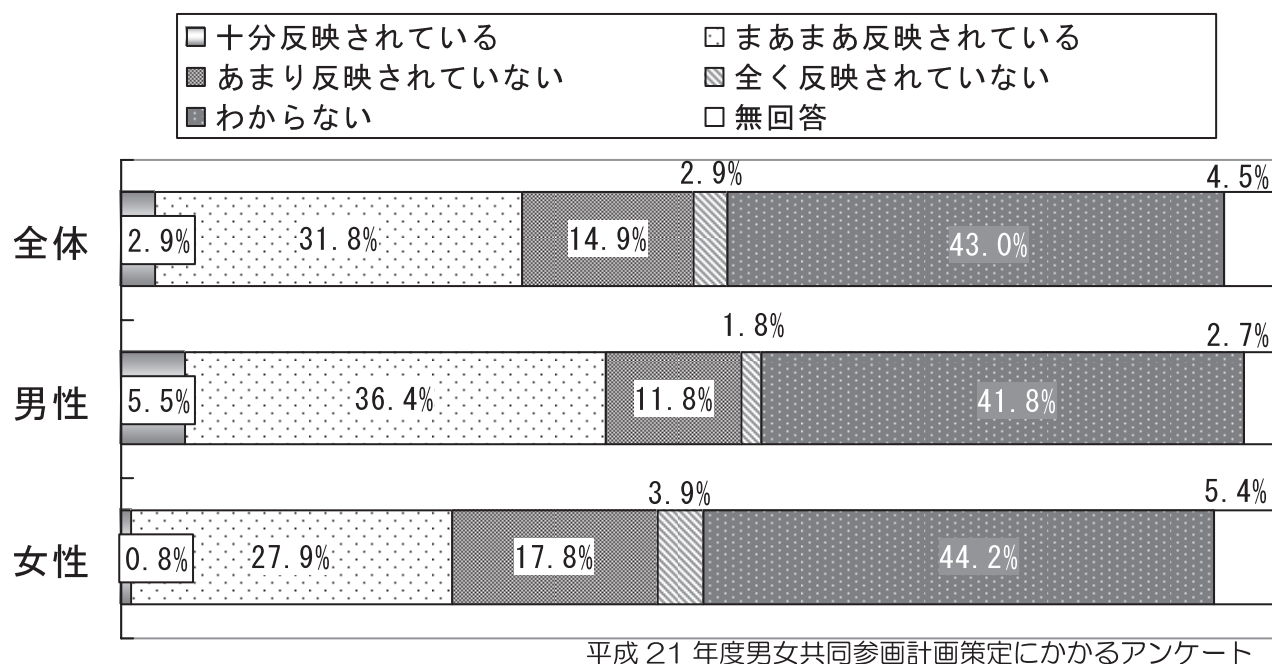
■ 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性比率の推移



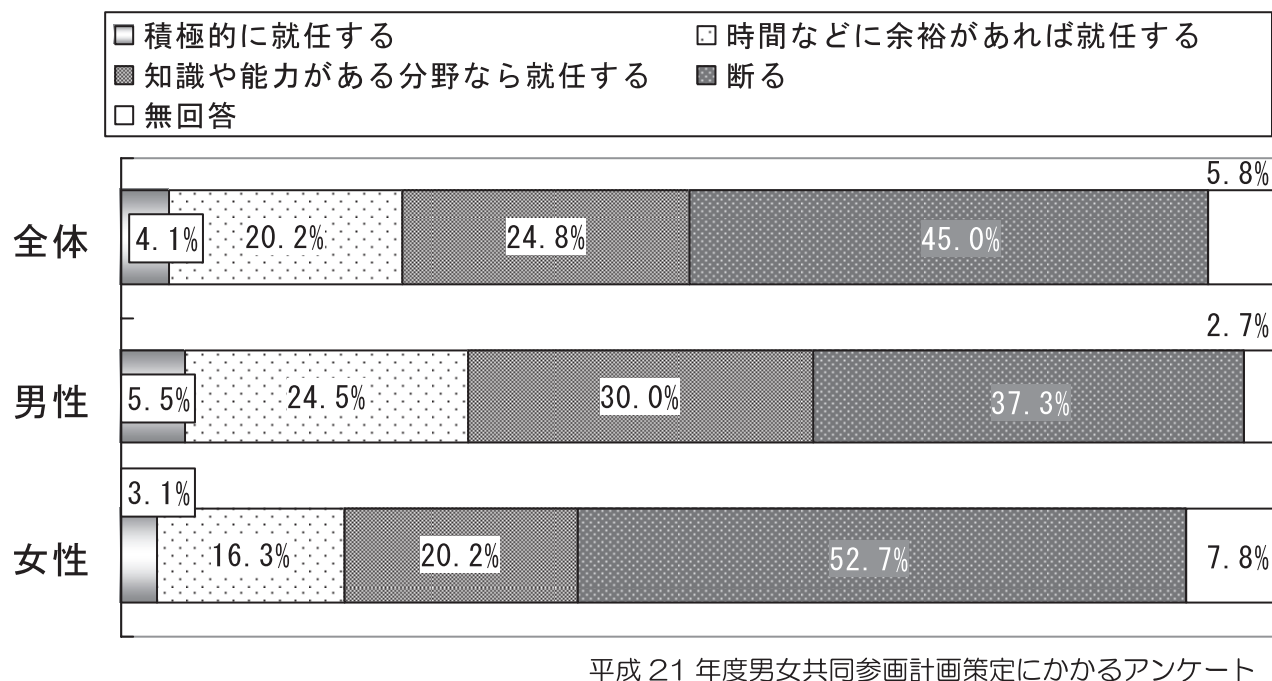
■ 町における管理職の女性登用率



▽ 宇治田原町のまちづくりに女性の意見が反映されているか



▽ 審議会等の委員への就任を依頼された時の対応



施策の方向

⑧ 審議会等への女性の参画の促進

NO	具体的な施策	具体的な施策の視点	主な事業内容	担当課
1	審議会等への女性委員の登用	町政に女性の声が反映されるよう、女性委員の登用の目標値を設定する。 また、男女がともに町政に参画しやすい環境づくりのために、「宇治田原町審議会等活性化指針」に基づき審議会などの住民公募の促進に努めるとともに、「宇治田原町パブリックコメント実施要綱」に基づき住民の意見聴取を行う。	・「宇治田原町審議会等活性化指針」の適切な運用 ・「宇治田原町パブリックコメント実施要綱」に基づく住民意見の聴取	総務課 企画・財政課 各課

⑨ 管理職等への女性職員の登用

NO	具体的な施策	具体的な施策の視点	主な事業内容	担当課
1	管理職等への女性職員の登用	性別に関わりなく職員が能力を発揮できるよう、特に女性職員の管理職等への登用を進める。	・管理職への女性職員の積極的登用 ・職階に応じた研修	総務課
2	女性職員の職域拡大	女性があらゆる職種で能力が発揮できるよう、知識、経験、能力、適性などに応じた、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない職員配置を行うとともに、女性職員を積極的に採用するように努める。 また、男女ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現しやすい柔軟な働き方を推奨・推進する。	・男女で偏りのないバランスのとれた採用、職員配置 ・長時間労働の抑制の促進 ・育児休業、介護休業、有給休暇などの取得の働きかけ	総務課

◎ 基本目標Ⅳ 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成において、高齢社会に対応した条件整備を進めることは緊要な課題となっています。また、介護の負担は現実には女性の側に偏っており、高齢者の問題を解決することは女性の問題を解決していくことにつながります。

高齢社会を豊かで活力ある社会としていくためには、高齢期の男女を単に支えられる側に位置付けるのではなく、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、他の世代とともに、社会を支える重要な一員として、高齢者の役割を積極的にとらえる必要があります。

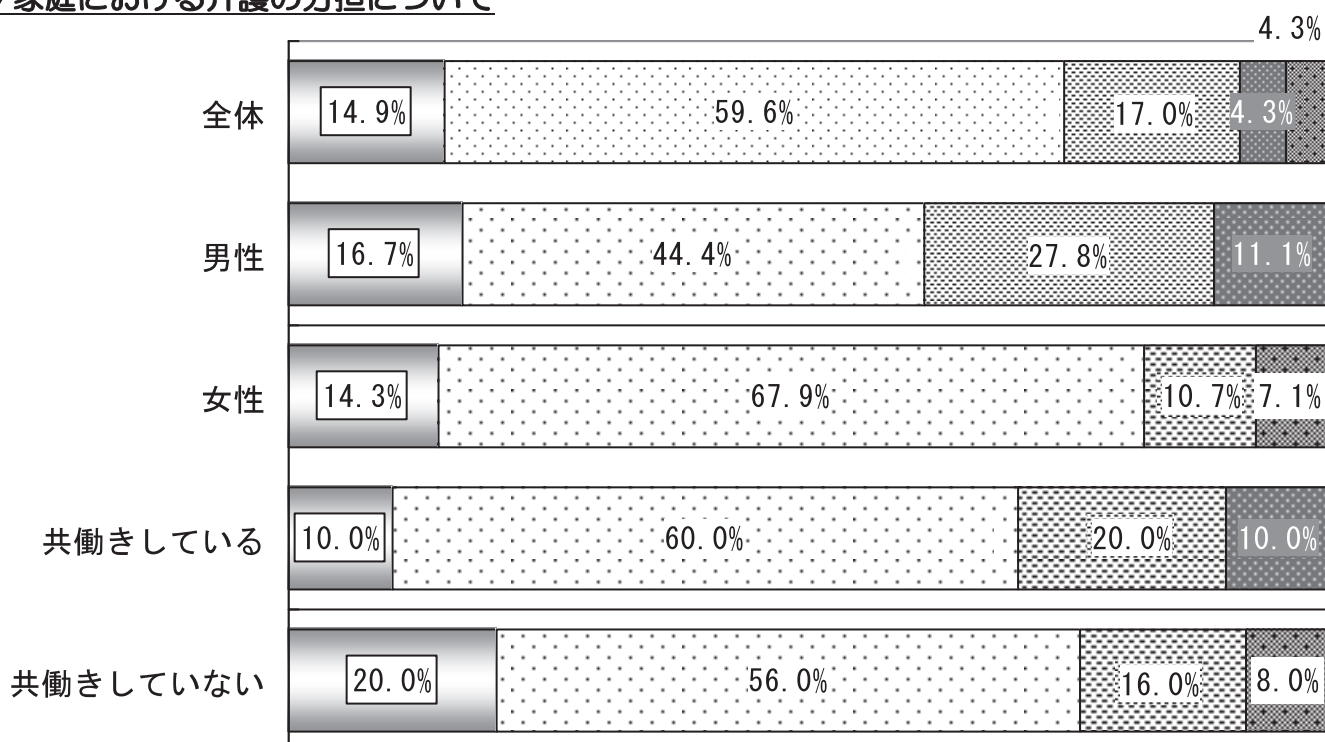
このため、高齢期の男女や障がいのある男女の社会参画の機会の拡大や高齢者を社会全体で支えていく考え方に立った介護体制の整備を図るとともに、高齢期の男女や障がいを持つ男女の社会参画の機会の拡大や経済的自立を確保し、年齢や障がいの有無にかかわらず、男女が生き生きと安心して暮らせる社会の実現が求められています。

重点項目7 高齢者、障がい者の社会参加活動の促進

生涯を通じて健康で安心して心豊かに暮らせる環境を整備することは、男女共同参画社会形成の基盤となるものです。それゆえ、一人ひとりがやる気と生きがいを持って充実した暮らしができる社会の実現をめざします。

また、高齢者や障がい者の介護等については、女性に負担が多くかかる傾向があるため、高齢者福祉、障がい者福祉の充実を進め、社会全体で支える介護に向けた施策を推進します。

▽家庭における介護の分担について



□ 夫 □ 妻 ■ 子ども ■ 家族全員 ■ その他の人 ■ わからない

平成21年度男女共同参画計画策定にかかるアンケート

施策の方向

⑩ 高齢者や障がい者の自立支援と社会参画の推進

NO	具体的な施策	具体的な施策の視点	主な事業内容	担当課
1	介護保険サービスの充実	介護と社会における活動が両立できるよう介護保険サービスの充実を図る。	・居住サービスの充実 ・地域密着型サービスの整備、充実 ・施設サービスの整備、充実 ・介護予防事業の実施	健康長寿課
2	高齢者や障がい者の生活や介護に関わる相談体制の充実	高齢者や障がい者が安心して暮らせるよう、生活に関する情報提供、相談機能の充実を図る。また、介護サービスを適切に選択し、利用できる環境づくりを進めるとともに、介護負担が軽減されるよう介護サービスに関する情報提供、相談機能の充実を図る。	・地域包括支援センターによる総合相談、支援事業の実施 ・高齢者や障がい者の相談支援事業の実施	福祉課 健康長寿課
3	高齢者や障がい者の自立支援と社会参加の支援	高齢者や障がい者が社会の活動に参加・参画できるよう、学習会や交流の場を提供するとともに、意欲と能力に応じた就業機会の確保に努め、社会参加を支援する。 また、高齢者や障がい者の自立を支援する取組を進める。	・老人クラブに対する活動支援 ・シルバー人材センターに対する活動支援 ・障害福祉サービスセンターに対する活動支援 ・高齢者や障がい者の社会参加促進事業の実施	福祉課 健康長寿課
4	高齢者の学習機会の提供	高齢者の学習要求に応え、高齢者の生きがいのある充実した生活を実現するため、高齢者を対象とした学習機会の提供を図る。	・高齢者教室（ことぶき大学）等の開催	教育課
5	地域住民による在宅介護活動への支援の推進	高齢者や障がい者の見守りや介護する家族を支援するボランティア活動など地域の支え合いによる介護活動の支援を進める。	・地域支援事業の実施 ・地域見守り活動の支援	福祉課 健康長寿課

◎ 基本目標Ⅴ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが男女共同参画についての正しい意識や自立の意識を有することが不可欠です。このような意識を養い育てるには、学校、家庭、地域、職場における教育・学習の果たす役割は非常に重要であります。

特に、学校教育においては、一人ひとりの人権を尊重し、相互理解と協力の重要性、家庭の大切さなど、男女共同参画の視点に立った教育活動を進めることが大切です。

将来の社会を担う子ども達が、成長する過程において、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に伸ばし、豊かな人間性をはぐくむことができるよう、男女共同参画を推進する教育の充実を図らなければなりません。

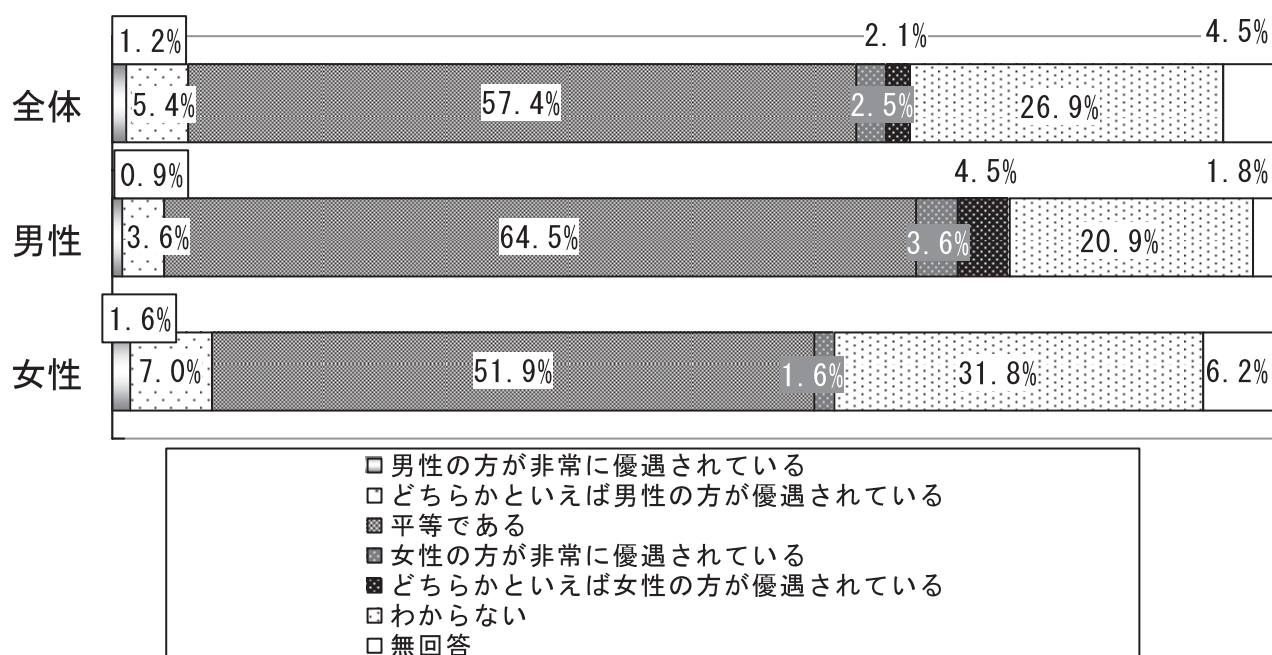
また、女性も男性も各人の個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するには、生涯にわたり多様な学習機会が確保され、学習の成果が適切に評価される生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じ、もって男女共同参画社会の形成を促進しなければなりません。

重点項目8 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

教育・保育の場において、子ども達の個性や自主性を尊重した教育、お互いを尊重する意識がはぐくまれるような学習を提供するとともに、教職員などへの男女共同参画に関わる研修などを実施し、男女共同参画の視点に立った教育環境の整備を進めます。

また、住民一人ひとりが、生きがいのある生活を送れるよう、生涯にわたって学べる環境があることが大切です。日常生活の中にある性別による固定的な役割分担意識や性別に基づく偏見や差別に気づき、個人としての人権が尊重されるよう、学んだことが家庭や地域などにおいて実践的な活動につながる学習の機会を提供します。

▽ 男女平等に関する意識（学校教育の現場）



平成21年度男女共同参画計画策定にかかるアンケート

施策の方向

⑪ 学校教育等における男女共同参画の推進

NO	具体的な施策	具体的な施策の視点	主な事業内容	担当課
1	男女共同参画に関する教育や性別に関わりなく多様な選択を可能にする教育の推進	学校教育などにおいて、人権の尊重、男女共同参画に関する教育の一層の推進を図る。また、自主の意識をはぐくむ教育、一人ひとりの個性や能力を尊重し、児童生徒が自主的に学び、考え、行動する姿勢をはぐくむような教育を進める。	・人権教育（男女共同参画に関する教育）の充実 ・京都府教育委員会発行の人権教育資料などの活用	教育課
2	男女共同参画を推進する保育・教育の運営の充実	授業、学校行事、学級運営などさまざまな学校などの教育活動の場において男女に偏りのない運営を進める。 また、教職員間、教職員から児童へのセクシュアル・ハラスメントが起こることがないように取組を進める。	・各学校などにおける男女共同参画の取組に関する調査 ・学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止の充実 ・働く父親や母親が参加しやすい曜日・時間帯等にPTAの活動を開催することを進める	福祉課 教育課
3	教職員などの男女共同参画に関する理解の促進	教職員などが男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画の認識を深めるため、研修の充実を図る。	・教職員の研修 ・保育士の研修 ・学童保育指導員の研修	福祉課 教育課

⑫ 生涯学習における男女共同参画の推進

NO	具体的な施策	具体的な施策の視点	主な事業内容	担当課
1	男女共同参画を推進するための学習機会の充実	住民が男女共同参画の理解を深めるため、また、人権の尊重、男女平等の意識を高めるため、さまざまなテーマの学習機会を提供。	・男女共同参画を推進する講座の開催 ・町広報紙「町民の窓」、町ホームページなどによる各種事業案内	企画・財政課 教育課
2	男女共同参画の視点に立った「家庭、青少年教育」に関する学習機会の提供	子どもが大人や地域の子どもとの関わりの中で人権を大切にする心をはぐくむことができるよう、また子どもの個性や能力、主体的な考え方を理解し尊重するよう保護者などに対して学習の機会の提供を進める。	・男女共同参画を推進する講座の開催 ・青少年を対象とした事業の開催	教育課

◎ 基本目標Ⅵ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

配偶者などからの暴力（以下、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という。）やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対するあらゆる暴力は、性別や加害者と被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。しかし、現状では男性に比べて女性が多く被害を受けています。女性に対する暴力は、多くの人々に関わる社会的問題であるとともに、男女の固定的な役割分担、経済力の格差など男女のおかれている状況などに根ざした構造的な問題です。また、これらの行為は私的な関係を通じて生み出される暴力の形態であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

女性に対する暴力は、法整備などにより社会的問題として認識されつつありますが、依然として個人の問題、私的な関係内の問題とされ、相談しにくい状況です。

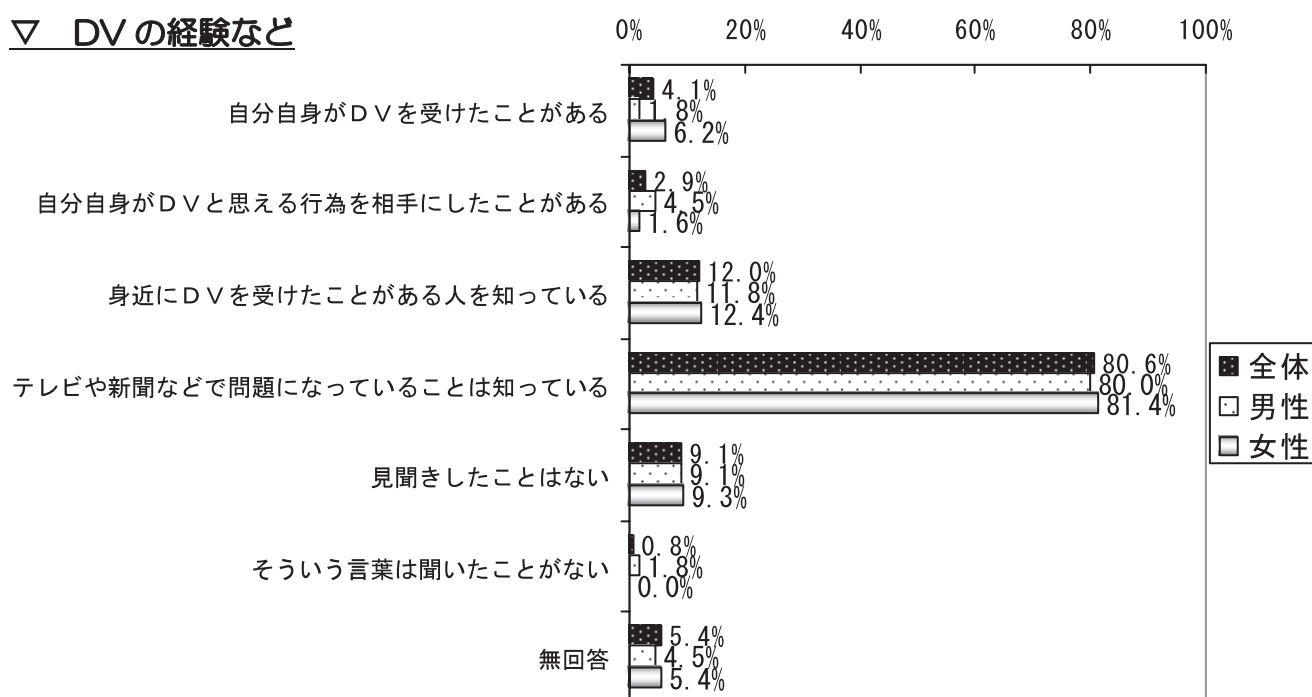
こうした状況を踏まえ、女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、広報啓発活動を推進するとともに、被害者の相談、支援体制の充実を図る必要があります。

重点項目９ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対するあらゆる暴力は、犯罪行為で重要な人権侵害で許されるものではないとの認識を広く社会に徹底するよう広報活動を推進します。また、安心して相談機関などに行けるよう、DVに苦しむ被害者に気づき、情報提供を推進するとともに相談体制の充実を図ります。あわせて、雇用の場をはじめ、社会のあらゆる場面においてセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発活動を進めます。

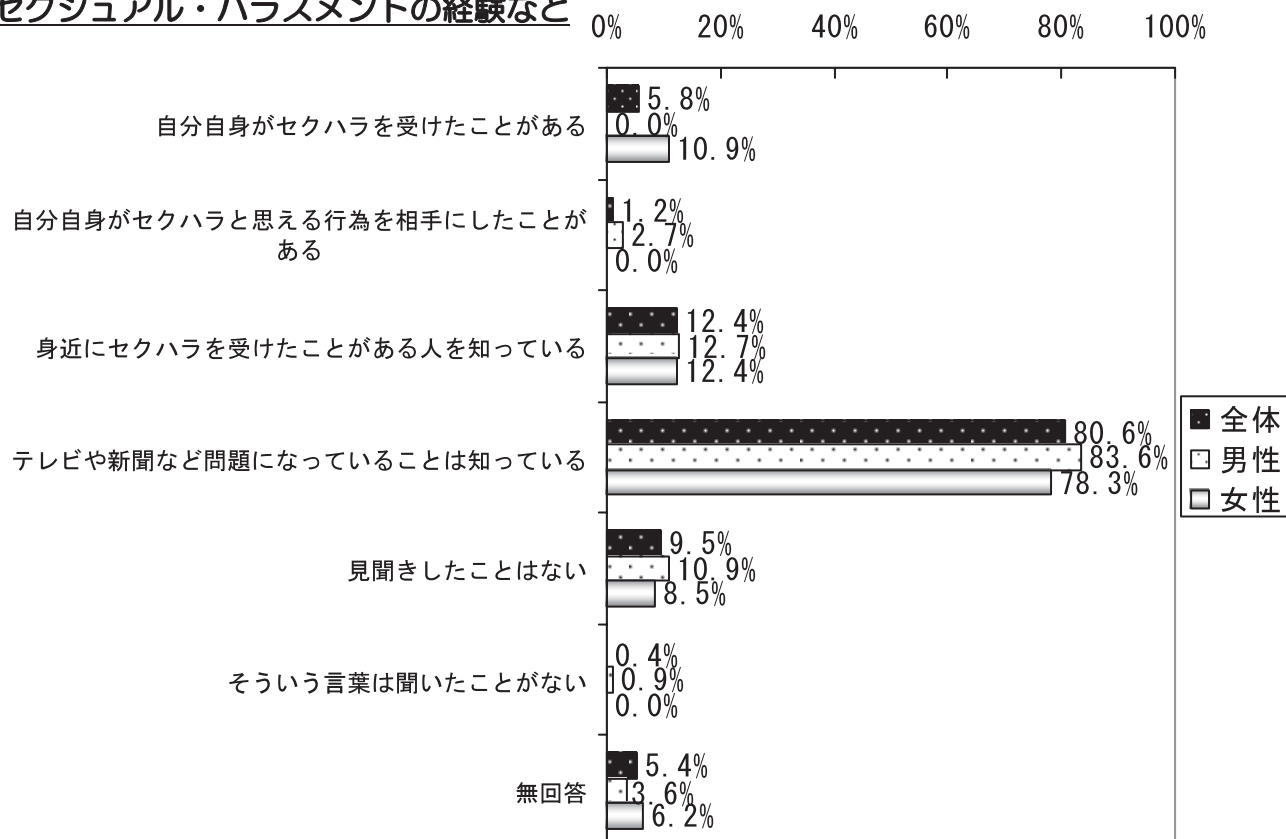
また、あらゆる関係機関と連携し、被害者の緊急時における安全確保、自立に向けた支援が充実する体制整備の構築を図ります。

▽ DVの経験など



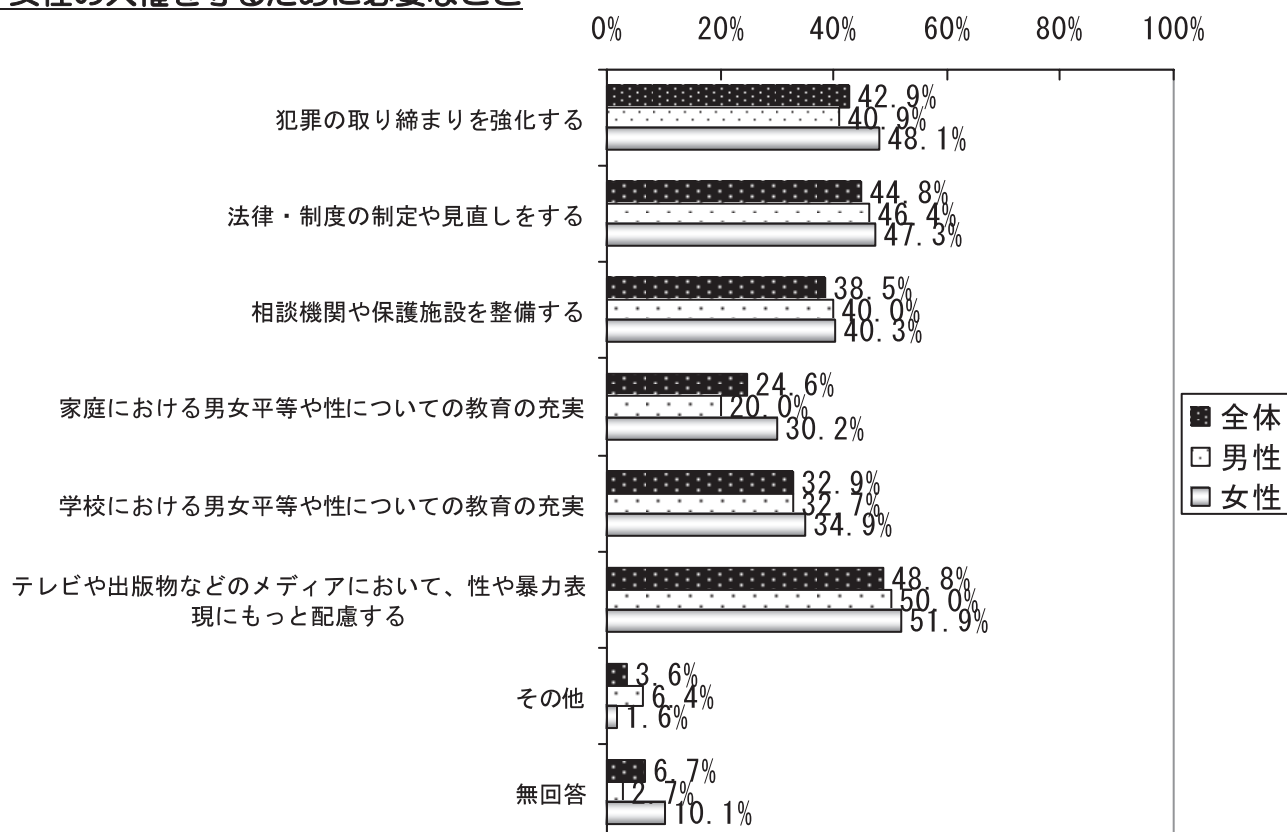
平成21年度男女共同参画計画策定にかかるアンケート

▽ セクシュアル・ハラスメントの経験など



平成 21 年度男女共同参画計画策定にかかるアンケート

▽ 女性の人権を守るために必要なこと



平成 21 年度男女共同参画計画策定にかかるアンケート

施策の方向

⑬ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

NO	具体的な施策	具体的な施策の視点	主な事業内容	担当課
1	あらゆる暴力を根絶するための研修・啓発の推進	暴力を容認しない地域社会を実現するために、あらゆる機会を通じて、広報・啓発活動を行う。	・町広報紙「町民の窓」などを活用した広報・啓発活動 ・研修会などの開催 ・女性に対する暴力をなくす運動期間の広報・啓発	総務課 福祉課
2	DV被害者への情報提供	暴力に苦しんでいる人がDVについての情報を取得しやすい広報活動や安心して相談機関などに行けるよう情報提供を行う。	・DVリーフレット作成 ・京都府、京都府男女共同参画センター等関係機関のDVリーフレットを配架	福祉課
3	DV被害者に対する相談体制の充実	相談窓口の情報を得やすいよう周知を図るとともに、二次的被害を受けない相談対応の構築を図る。	・女性相談体制の充実 ・専門相談体制の充実 ・相談関係者の研修	戸籍・保険課 福祉課 健康長寿課
4	DV被害者の自立支援のための関係機関との連携強化	被害者が社会的に自立し安心して生活できるよう、京都府、警察など関係機関との連携体制を強固なものとし、DV被害者への救済施策の充実を図る。	・DV関係機関連絡会議の設置を検討	総務課 福祉課
5	DV被害者の自立支援策の充実	被害者が社会的に自立し安心して生活できるよう、さまざまな支援策の充実を図るとともに、それらの情報提供を図る。	・府営住宅のDV被害者優先入居や経済的な支援などの情報提供	福祉課
6	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止	男女雇用機会均等法が事業主に義務づけているセクシュアル・ハラスメントの防止のための雇用管理上の配慮の周知を図る。	・男女雇用機会均等法の普及啓発	企画・財政課 福祉課 産業振興課
7	町におけるセクシュアル・ハラスメントの防止の推進	町におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のために、研修及び指導の徹底を図る。	・職員研修 ・相談体制の確立	総務課

◎基本目標Ⅶ 生涯を通じた女性の健康支援

【現状と課題】

男女がともに、生涯にわたり身体的、精神的、社会的に良好な状態であることが大切です。

そのためには、心身の健康について正確な知識と情報を入手し、男女がともに生涯を通じて健康に過ごすことができるように、健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。

とりわけ、女性は、妊娠・出産をする可能性があり、生涯にわたって男性とは異なる健康上の問題に直面することがあることから、こうした問題の重要性について男女とも十分に理解し、認識を深めることが大切です。

このため、すべての人とりわけ女性の生涯にわたる健康を支援するための施策を推進する必要があります。

重点項目 10 生涯を通じた女性の健康支援

女性は、妊娠や出産をする可能性があり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することもあるため、健康についての情報と知識をもとにその健康状態に応じて、妊娠・出産期、成人期、高齢期など生涯にわたり主体的に健康の保持・増進を図ることができるよう支援します。

また、HIV／エイズや性感染症など男女の健康をおびやかす問題について、情報提供を進めます。

施策の方向

⑭ 生涯を通じた女性の健康支援

NO	具体的な施策	具体的な施策の視点	主な事業内容	担当課
1	健康の増進に関する情報提供	生涯にわたり身体的、精神的、社会的に健康に過ごすことができるよう、情報提供を進める。	・ 町広報紙「町民の窓」などを活用した広報・啓発活動	健康長寿課
2	妊娠・出産期における女性の健康支援	安心して安全に子どもを産むことができるよう、妊娠、出産期における妊婦健康診査、妊娠教室、母子健康手帳交付事業など、健康支援を行う。	・ 妊産婦、乳幼児などの保健指導事業（母子健康手帳交付時に妊婦指導や妊婦教室など啓発資料の配布） ・ 妊産婦・乳幼児健康診査事業 ・ 不妊治療の医療費に対する助成 ・ 特定不妊治療助成制度（京都府）の周知 ・ 子育てに関する冊子による情報提供	健康長寿課

NO	具体的な施策	具体的な施策の視点	主な事業内容	担当課
3	女性に特有な病気の予防対策の充実と生涯を通じた健康づくりの支援	女性が、健康診査を受けやすい環境づくり及び機会の充実を図る。 また、女性に特有ながん（子宮がん、乳がんなど）などの予防をするため、検診の実施や予防接種に対する支援、正しい知識について普及啓発を進める。 女性が長い人生を健康ですごせるよう、健康指導を行うとともに、健康的な食生活の確立や適切な運動習慣の普及などを進める。 健康問題について、うつなど心の悩みは健康を大きく損なう場合もあるため、身体的な問題だけでなく、心の健康について安心して相談できる体制の整備に努める。	・健康相談 ・健康教育 ・がん検診 ・子宮けいがん予防ワクチン接種に対する支援 ・こころの相談 ・生涯を通じた健康づくり支援	戸籍・保険課 健康長寿課
4	HIV／エイズや性感染症など予防対策の推進	HIV／エイズに関する正しい知識を普及し、患者・感染者に対する偏見などをなくするための啓発活動を進める。 また、性感染症は、女性にとって、母子感染や不妊症の原因となるおそれがあるなど、性と生殖の健康をおびやかす問題であるため、予防から治療までの対策に関する情報の提供を進める。	・京都府保健所実施事業の情報提供（エイズ相談・検査） ・エイズ予防に関する普及啓発	健康長寿課

◎基本目標Ⅷ 男女の均等な雇用・労働環境の整備

【現状と課題】

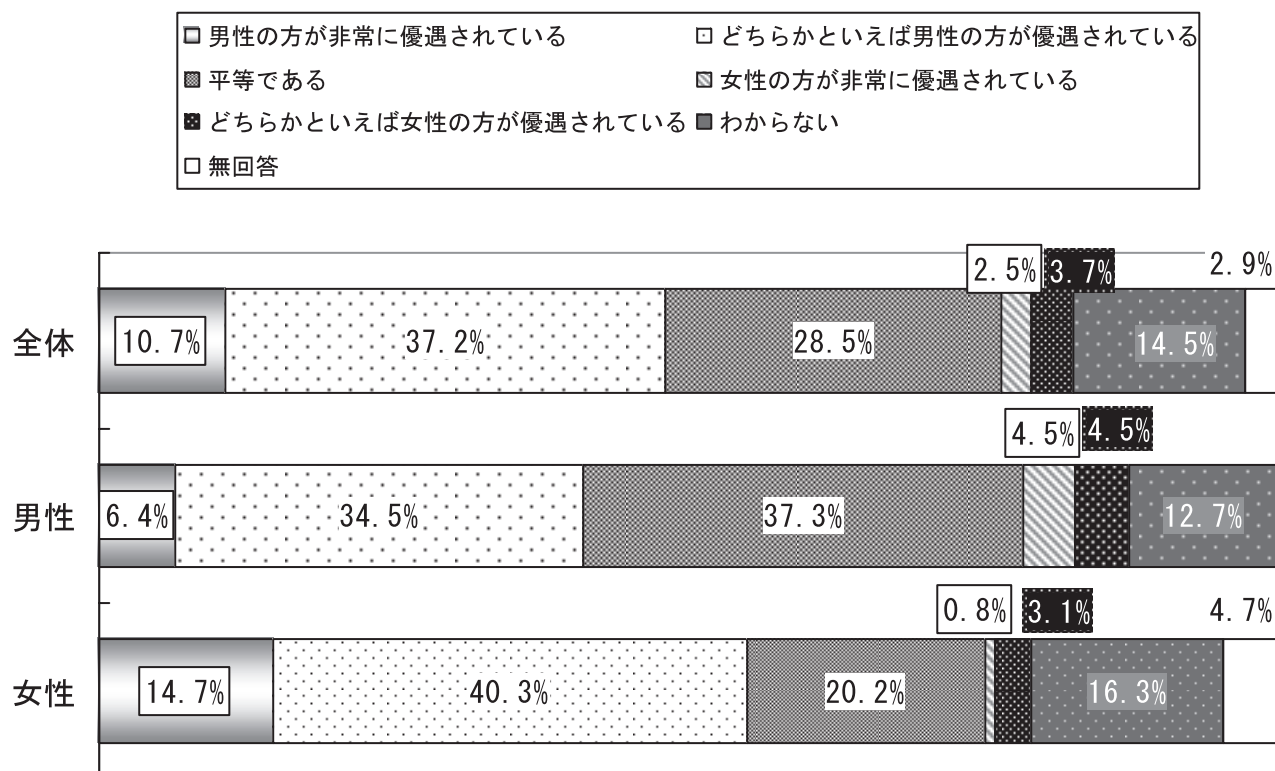
日本国憲法は、すべての人に勤労の権利を保障しています。職場においては、男女の均等な機会と待遇の確保が図られ、一人ひとりの意欲と能力を活かせる環境づくりを進めることが、重要です。平成19年（2007年）4月には、男女雇用機会均等法の改正法が施行されるなど、制度上の改善は図られつつありますが、依然、就業意欲を低下させる等の事例が見受けられます。

就業において、男女が個人の能力を十分に発揮できる環境づくりの推進を図らなければなりません。また、農林業や商工業等の自営業においても、男女がともに担い手としての役割を果たすことができるよう、取組を進める必要があります。

重点項目 11 男女の均等な雇用の促進

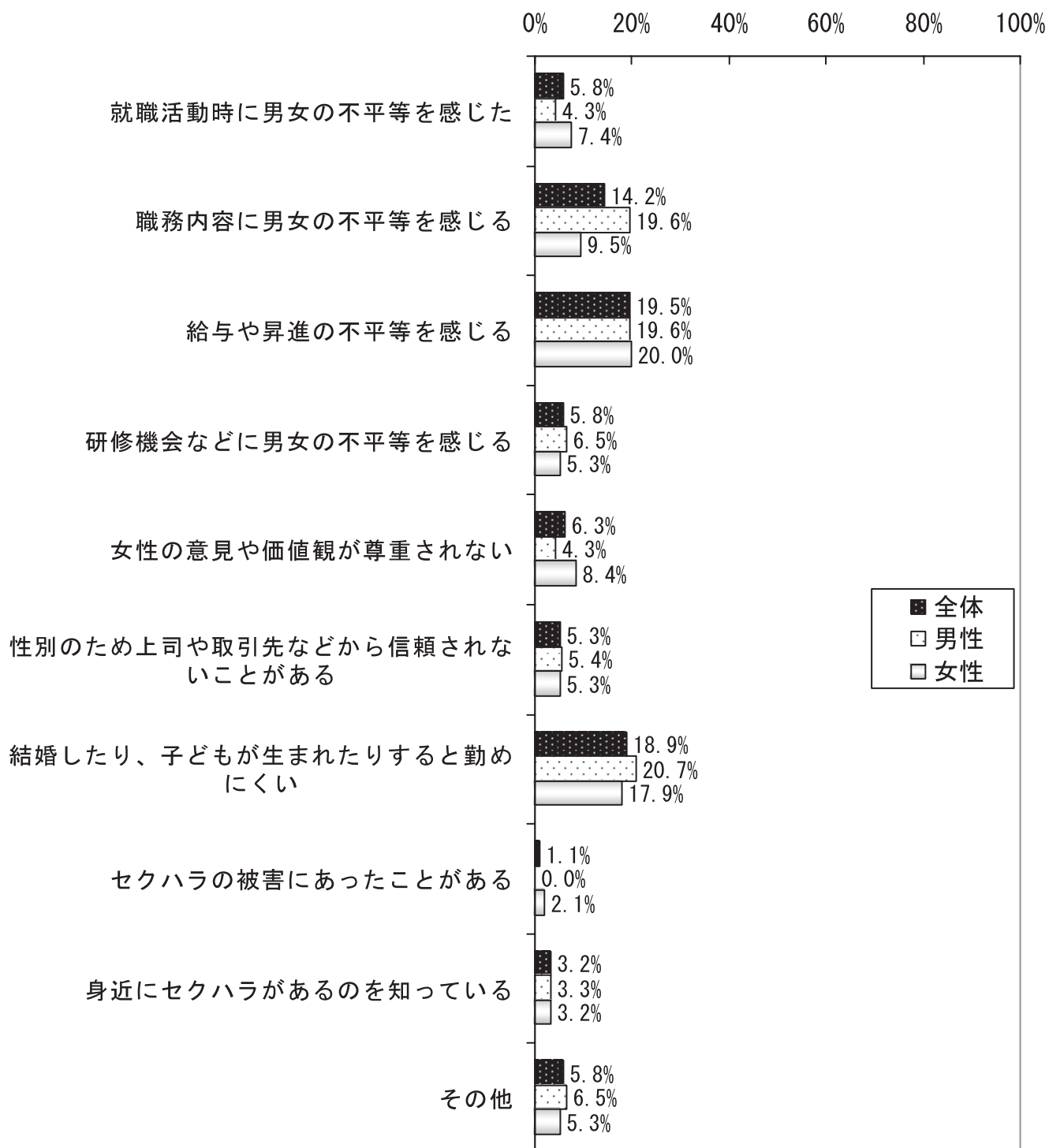
働く場において男女がともに、その機会を得、能力を十分に発揮し、意欲と希望を持って働くことができることが大切です。募集、採用、配置、昇進、賃金などで男女の格差が解消されるよう、事業所に働きかけをします。また、特に女性は出産・育児などによってやむを得ず、就業を中断することもあることから、ライフサイクルに対応したキャリア形成を支援します。

▽ 男女平等に関する意識調査（職場）



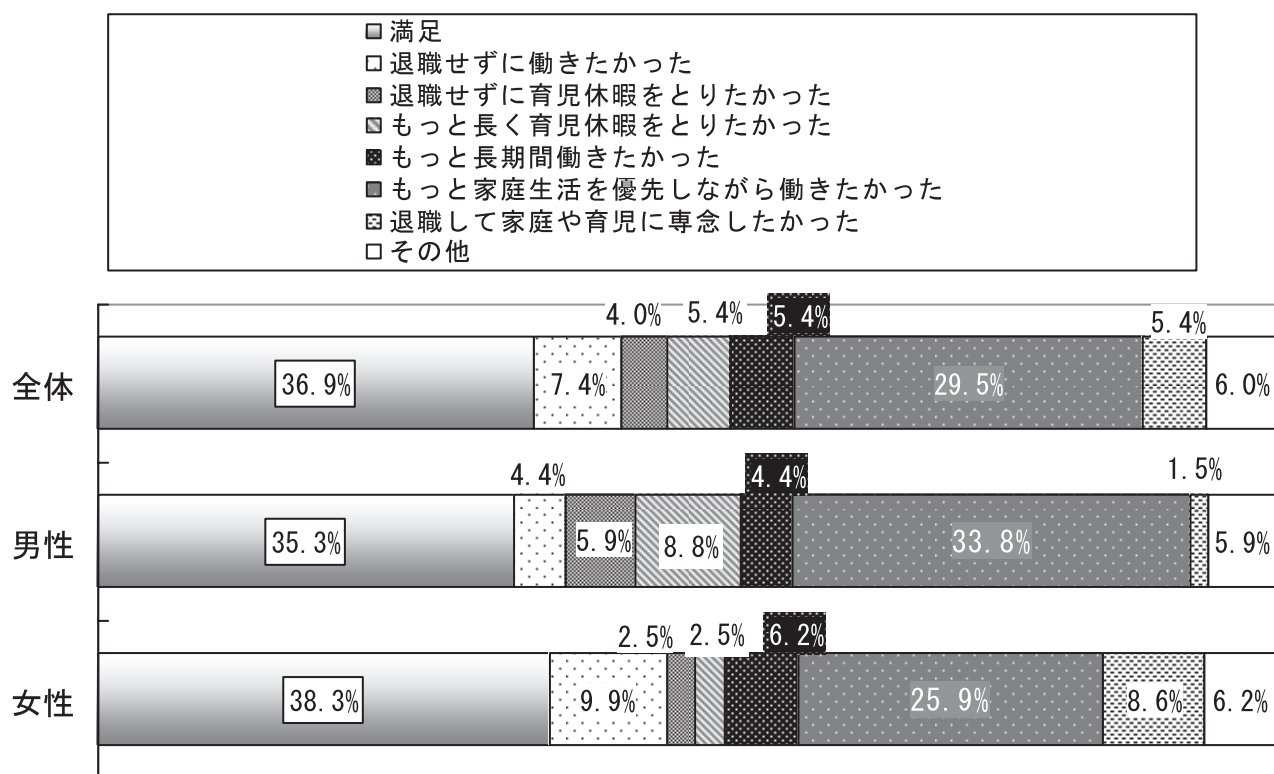
平成21年度男女共同参画計画策定にかかるアンケート

▽ 職業・職場における男女間不平等について



平成21年度男女共同参画計画策定にかかるアンケート

▽ 結婚・出産後の就労・退職についての満足度



平成 21 年度男女共同参画計画策定にかかるアンケート

施策の方向

⑮ 男女の均等な雇用の促進

NO	具体的な施策	具体的な施策の視点	主な事業内容	担当課
1	事業者などへの男女雇用機会均等法などの普及	事業者及び住民に対し、雇用の分野で女性労働者が、その意欲・能力及び適性に応じて男性と均等な待遇が受けられるよう、また、男女がともに働きながら安心して子どもを産み育てることができるよう、母性健康管理を含め、男女雇用機会均等法の普及に努める。	・男女雇用機会均等法の普及啓発 ・パートタイム労働法の普及啓発 ・事業者に対する啓発文書の配布	産業振興課
2	就労や労働に関する相談窓口の充実	京都府、関係機関と連携の上、就労や労働に関する相談窓口の充実を図る。	・町広報紙「町民の窓」などを活用して相談窓口の周知 ・京都府ジョブパークやハローワーク等と連携し、労働相談等を実施	産業振興課

⑩ 多様な働き方を可能にする女性のキャリア形成の支援

NO	具体的な施策	具体的な施策の視点	主な事業内容	担当課
1	ライフサイクルに対応した女性のキャリア形成のための情報提供	女性の多様な働き方・生き方に対応したキャリア形成が図れるよう、女性の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報を提供する。	・女性のライフサイクルに対応した各種講座の開催などの情報提供 ・京都府、京都府男女共同参画センターと連携の上、再就職及び母子家庭などの就業の支援	企画・財政課 産業振興課 教育課

重点項目 12 農林業・商工業等の自営業における男女共同参画の確立

農林業や商工業等の自営業においては、就労と家庭生活が明確に分かれていないことから、労働環境や労働条件が不明確になりがちです。男女が共に経営に参画し、家族生活を含め経営の中で家族がそれぞれの役割と責任を明確にしていくよう取組を進めます。

施策の方向

⑪ 農林業・商工業等の自営業における男女共同参画の確立

NO	具体的な施策	具体的な施策の視点	主な事業内容	担当課
1	自営業における女性の労働に対する評価と経営参画支援	農業に携わる女性が果たしている役割の正当な評価と経営などへの参画の推進を図る。 また、商工業に携わる女性の経営参画への支援をするとともに、自営業者へ男女共同参画について情報提供を行う。	・家族経営協定の普及啓発 ・宇治田原町商工会女性部への支援 ・JA 京都やましろ女性部宇治田原支部への支援 ・町広報紙「町民の窓」などによる情報提供	産業振興課

◎基本目標Ⅸ 男女共同参画による豊かな地域づくり

【現状と課題】

最近における男女共同参画をめぐる社会経済情勢の変化を見ると、防災、地域おこし、まちづくり、観光、環境など、男女共同参画の視点に立って新たに施策を立案・実施することが求められている分野があります。

これらの分野は、人々が暮らしの改善に直接つながる分野であり、女性の一層の参画が望まれており、男女がともに参画し、多様な発想、活動の活性化を図ることによって、それぞれの分野の新たな発展を期待することができます。

また、身近なところから国際理解、交流を進め、国際的な視野に立った男女共同参画を推進し、国際社会の一員として国籍を問わず誰にとっても暮らしやすい地域づくりを進めなければなりません。さらに、平和への取組も引き続き進め、男女共同参画の実現に向け、一層の取組を図ることが求められています。

重点項目 13 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

防災分野では、生命や安全に関わる課題であるため、誰もが安全にまた安心して暮らせるよう、男女のニーズの違いを把握し、防災体制の確立を図ります。

地域おこし、まちづくり、観光分野では、さまざまな地域の資源を活用し、自然と伝統を守りながら更なる魅力ある観光地づくりを進めるため、地域の地場産業や観光資源を見直し、地域おこし、まちづくり、観光の振興を進め、地域の活性化を図っていきます。環境分野では、地球温暖化などの環境問題について、男女の参画のもと環境保全活動を進めます。

施策の方向

⑱ 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

NO	具体的な施策	具体的な施策の視点	主な事業内容	担当課
1	男女共同参画の視点による防災計画の推進	防災対策が男女のニーズの違いを把握し進められるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災計画の推進に努める。	・男女共同参画の視点を取り入れた防災計画の作成	総務課
2	地域コミュニティにおける防災活動への支援	地域コミュニティにおける防災活動への男女の参画や災害に関する知識習得を進めるとともに、自主防災活動への支援を図る。	・情報誌などによる啓発 ・自主防災活動支援	総務課

NO	具体的な施策	具体的な施策の視点	主な事業内容	担当課
3	地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における人材の発掘と育成支援	地域おこし、まちづくり、観光、環境を男女がともに進めるために、その担い手となる人材の発掘や育成に努めるとともに、自主的な取組への支援を図る。	・観光ボランティアなどへの支援 ・特産品を使った加工品の開発研究	企画・財政課 産業振興課
4	環境保全活動への参画の支援	環境問題に関する情報の提供や学習、交流の場の設定を男女の参画のもとに進めるとともに、自主的な活動団体への支援を図る。	・宇治田原町環境保全計画に定める目標の実現に向けた行動計画の立案及び率先行動の実践 ・環境に関する情報提供及び情報交換	建設・環境課

重点項目 14 平和と国際交流

国際社会における男女共同参画の推進に関する情報の収集、提供に努めるとともに、男女共同参画の基礎となる平和行政を進めていきます。

施策の方向

⑭ 平和と国際交流

NO	具体的な施策	具体的な施策の視点	主な事業内容	担当課
1	平和活動への取組	非核平和都市宣言のまちとして、非核平和都市推進協議会や関係団体などと連携を強化しつつ、平和教育の充実や施策展開を図る。	・平和のつどい ・小・中学生広島平和体験学習 ・平和友好特使派遣事業	総務課
2	国際社会の動向への理解の推進	国際的な協調を図りながら男女共同参画を推進するため、国際的な取組や男女共同参画に関する世界の動向について、情報収集、提供を進める。	・国からの情報誌の配布などによる情報提供 ・国際的視野に立った男女共同参画情報の収集、提供	総務課

◎目標指標

	指標及び実施項目	H21 年度 現状値	H27 年度 目標値 実施項目	H32 年度 目標値 実施項目	担当課等
基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重の促進					
1	男女共同参画社会に関する住民アンケート調査	計画策定時に実施 調査対象：500 人	2年に1度実施 調査対象：250 人	2年に1度実施 調査対象：250 人	企画・財政課
2	町広報紙「町民の窓」等による啓発	記事掲載 年間2回	記事掲載 年間3回	記事掲載 年間3回以上	企画・財政課
3	男女共同参画を推進する講座の開催	1 回	年間2回	年間2回以上	企画・財政課 教育課
4	男女共同参画に関する職員研修の実施	0 回	年間1 回	年間1 回以上	総務課
5	女性リーダー及び女性団体養成講座	0 回	年間1 回	年間1 回以上	企画・財政課 教育課
基本目標Ⅱ 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援（ワーク・ライフ・バランスの推進）					
6	ノー残業デーの徹底	毎週水曜日 ノー残業デー実施	毎週水曜日 ノー残業デー実施	毎週水曜日 ノー残業デー実施	総務課
7	年間超過勤務時間数	8,059.5 時間	7,657 時間 (△5%)	7,254 時間 (△10%)	総務課
8	人材情報ベースの構築（まちの名人～あんな人、こんな人～紹介事業の利用）	男女共同参画社会 の講師登録者数 0 人	男女共同参画社会 の講師登録者数 2 人	男女共同参画社会 の講師登録者数 5 人	企画・財政課 教育課
基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程などへの女性の参画の拡大					
9	審議会等への女性委員の登用	15.7%	25年度までに 20.0%	30.0%	総務課 企画・財政課 各課
10	管理職等への女性職員の登用	12.5%	15.0%	18.0%	総務課
基本目標Ⅳ 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備					
11	高齢者教室（ことぶき大学）の参加者数	年間のべ 2,070 人	年間のべ 2,100 人	年間のべ 2,200 人	教育課
基本目標Ⅴ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実					
12	教職員、保育士、学童指導員等の研修	1 回 (教職員のみ)	年間1 回	年間1 回以上	福祉課 教育課
13	男女共同参画を推進する講座の開催〈再掲〉	1 回 〈再掲〉	年間2回 〈再掲〉	年間2回以上 〈再掲〉	企画・財政課 教育課

	指標及び実施項目	H21 年度 現状値	H27年度 目標値 実施項目	H32年度 目標値 実施項目	担当課等
基本目標Ⅵ 女性に対するあらゆる暴力の根絶					
14	町広報紙「町民の窓」等による啓発	記事掲載 年間1回	記事掲載 年間2回	記事掲載 年間2回以上	福祉課
15	セクシュアル・ハラスメント防止セミナーの開催	0回	年間1回	年間1回以上	企画・財政課 福祉課 産業振興課
16	セクシュアル・ハラスメントに関する職員研修の実施	0回	年間1回	年間1回以上	総務課
基本目標Ⅶ 生涯を通じた女性の健康支援					
17	乳がんの検診受診率	21.5%	25.0%	30.0%	健康長寿課
18	子宮がんの検診受診率	22.4%	26.0%	30.0%	健康長寿課
基本目標Ⅷ 男女の均等な雇用・労働環境の整備					
19	事業者に啓発文書の配布	0回	年間1回	年間1回以上	産業振興課
20	女性のライフサイクルに対応した講座の開催	0回	年間1回	年間1回以上	企画・財政課 産業振興課 教育課
21	家族経営協定の普及啓発	13件	15件	20件	産業振興課
基本目標Ⅸ 男女共同参画による豊かな地域づくり					
22	男女共同参画の視点を取り入れた防災計画の作成	—	作成・運用	運用	総務課
23	平和のつどいの参加者数	150人	200人	250人	総務課

第4章

計画推進

第4章 計画推進

1 推進体制の充実

(1) 庁内推進体制

計画の推進に関する施策は、町政のさまざまな分野にわたっていることから、本計画を効果的に進め、施策を総合的、計画的に実施していくため、「宇治田原町男女共同参画推進本部」による体制の充実、強化に努めます。

(2) (仮称) 宇治田原町男女共同参画推進懇談会

本町が取り組むべき諸課題及びその方策について、幅広く住民の視点で審議、提案、助言する懇談会を設置します。

2 住民や事業者、関係団体との連携

住民や事業者などとのパートナーシップを進めながら計画を推進します。また、国や京都府などと積極的に連携を図るとともに、近隣市町村との情報交換を図り、広域的な連携を進めます。

3 計画の進行管理

本計画を着実に実現し、実効性のあるものとするため、定期的に「宇治田原町男女共同参画推進本部」を開催することにより、男女共同参画関係政策の取組状況の把握、問題点の抽出を行い、計画の進捗状況を検証します。

また、適切な施策の推進が図れるよう、「(仮称) 宇治田原町男女共同参画推進懇談会」において、計画の推進状況に対する意見を求めます。

参考資料

宇治田原町男女共同参画計画策定委員名簿

役 職	氏 名	役職等
会 長	塚 谷 文 彦	宇治田原町民生児童委員協議会委員
副会長	奥 村 鈴 子	京都府女性の船「ステップあけぼの」
委 員	下 岡 貴 史	宇治田原町PTA連絡協議会
委 員	神 谷 恵 理	子育て地域パートナー
委 員	西 尾 千鶴子	宇治田原町在宅介護支援センター長
委 員	宇佐美 ま り	一般公募
委 員	露 木 喜代美	一般公募

(順不同)

任期：平成21年11月24日～平成23年3月31日

計画策定の経過

時 期	内 容
平成21年11月24日 第1回男女共同参画計画策定委員会	委嘱状の交付 役員の選出について 宇治田原町男女共同参画計画の策定について 男女共同参画社会に関するアンケートについて
平成21年12月1日 ～平成22年1月15日	男女共同参画社会に関するアンケート
平成22年1月8日～2月9日	宇治田原町女性行動計画進捗状況に係る担当課ヒアリング
平成22年3月1日	男女共同参画社会に関するアンケート結果報道発表
平成22年5月11日 第2回男女共同参画計画策定委員会	男女共同参画社会に関するアンケート結果について 宇治田原町女性行動計画進捗状況（平成21年度まとめ）について 宇治田原町男女共同参画計画に係る審議 （計画体系 第1章、第2章）
平成22年7月13日 第3回男女共同参画計画策定委員会	宇治田原町男女共同参画計画に係る審議 （第3章 基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ）
平成22年8月31日 第4回男女共同参画計画策定委員会	宇治田原町男女共同参画計画に係る審議 （第3章 基本目標Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ、第4章）
平成22年10月13日 第1回男女共同参画推進本部	宇治田原町男女共同参画計画の策定について 宇治田原町男女共同参画計画（案）について
平成22年12月1日 第5回男女共同参画計画策定委員会	宇治田原町男女共同参画計画に係る審議 （第3章 目標指標、参考資料等）
平成22年12月10日 ～平成23年1月21日	パブリックコメント（住民意見募集）の実施
平成23年2月15日 第6回男女共同参画計画策定委員会	宇治田原町男女共同参画計画～新 いきいきさわやかプラン～（案）提言
平成23年2月24日 第2回男女共同参画推進本部	宇治田原町男女共同参画計画～新 いきいきさわやかプラン～（案）について
平成23年3月	宇治田原町男女共同参画計画～新 いきいきさわやかプラン～策定

平成23年2月15日

宇治田原町長 奥田 光治 様

宇治田原町男女共同参画計画策定委員会
会 長 塚 谷 文 彦

「宇治田原町男女共同参画計画（案）」について（提言）

本策定委員会は、平成21年11月24日に町長の委嘱を受けて以来、「宇治田原町男女共同参画計画（案）」の策定に向け協議してきました。

この間、会議を開催するとともに、「男女共同参画社会に関するアンケート」、「パブリックコメント」を通じて住民の意見を反映させ「宇治田原町男女共同参画計画～新 いきいき さわやかプラン～（案）」の策定に至りました。

この計画（案）では、平成32年度までの男女共同参画の社会づくりへの取り組みを示しております。今後は、この計画（案）に基づき住民、事業者、行政等が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けて取り組み、宇治田原町の男女共同参画に係る施策の一層の充実が図られることを期待し、ここに提言いたします。

記

提言1 男女の人権の尊重の促進

男女共同参画社会に関する理解を深めることができるようあらゆる機会を通じて、多様な媒体を活用した啓発活動を展開するとともに、女性リーダーや女性団体の育成を行い、女性団体を中心にした幅広い地域団体と連携したネットワークづくりを促進すること。

提言2 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援（ワーク・ライフ・バランスの推進）

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けての取組を進め、男女がともに働きつづけられる環境づくりをはじめ、家庭、地域における男女共同参画が推進できる環境づくりを図ること。

提言3 政策・方針決定過程などへの女性の参画の拡大

町政に男女の意見が反映されるよう、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の考え方に立って、審議会などへの女性委員の登用および役場における女性管理職の登用を進めること。

提言 4 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

生涯を通じて健康で安心して心豊かに暮らせるように高齢者福祉、障がい者福祉の充実を進め、社会全体で支える介護に向けた施策を推進すること。

提言 5 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

教育・保育の場において、男女共同参画の視点に立った教育環境の整備を推進するとともに、家庭や地域などにおいて実践的な活動につながる学習の機会を提供すること。

提言 6 女性に対するあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、相談体制の充実を図るとともに、防止に向けた啓発活動を推進すること。また、あらゆる関係機関と連携し、被害者の緊急時の安全確保、自立に向け体制整備の構築を図ること。

提言 7 生涯を通じた女性の健康支援

ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することもあるため、女性の生涯にわたる健康を支援するための施策を推進すること。

提言 8 男女の均等な雇用・労働環境の整備

働く場において男女がともに、その機会を得、能力を十分に発揮し、意欲と希望を持って働けるよう、男女の格差解消を事業所に働きかけるとともに、女性のライフサイクルに対応したキャリア形成を支援すること。あわせて、農林業・商工業等の自営業における男女共同参画の確立を図ること。

提言 9 男女共同参画による豊かな地域づくり

誰もが安全に安心して暮らせるよう、男女のニーズの違いを把握し、防災体制の確立を図ること。また、さまざまな地域資源を活用し、地域おこし、まちづくり、観光の振興を進め、地域の活性化を図るとともに、環境問題について、男女の参画のもと環境保全活動を推進すること。あわせて男女共同参画の基礎となる平和行政の推進にも努めること。

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 2 章 戦争の放棄

第 9 条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

男女共同参画社会基本法

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２ この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。）をいう。

３ この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３ 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

４ 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３ 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

４ 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５ 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

２ 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

３ 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

４ 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

５ 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

３ 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

４ 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

５ 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足

りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２ 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

２ 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

宇治田原町男女共同参画計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 宇治田原町男女共同参画計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するにあたり、関係機関及び関係団体との連絡及び調整を図るとともに、住民の意見を反映させるため、宇治田原町男女共同参画計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 策定委員会は、男女共同参画計画について協議及び検討を行う。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員7名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）各種団体の代表者
- （2）町内有識者
- （3）住民公募その他町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 策定委員会は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（部会）

第7条 策定委員会の協議事項を円滑に処理するため、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

（庶務）

第8条 策定委員会の庶務は、企画・財政課において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

宇治田原町男女共同参画推進本部設置要綱

平成 22 年 10 月 1 日

要 綱 第 2 1 号

（設置）

第 1 条 宇治田原町における男女共同参画をめざす施策を総合的かつ計画的に推進するため、宇治田原町男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （１）男女共同参画の推進に関する施策の基本的な計画の策定に関すること。
- （２）男女共同参画の推進に関する施策の基本的な計画の進行管理に関すること。
- （３）その他男女共同参画に係る重要事項に関すること。

（組織）

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２ 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。

３ 本部員は、所属長及びこれに相当する職員をもって充てる。ただし、本部長が必要に応じ町職員のうちから本部員に加えることができる。

（本部長及び副本部長）

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

２ 副本部長は、本部長を補佐する。

３ 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長のうちから本部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

（庶務）

第 6 条 本部の庶務は、企画・財政課において処理する。

（補則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

◎用語解説

あ行

【育児・介護休業法】

正式名称は、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。平成4年（1992年）4月に育児休業法として施行された後、平成7年（1995年）5月から介護休業制度が付加された。平成21年（2009年）7月に改正され、子育て中の短期間勤務制度及び所定時間労働（残業）の免除の義務化、子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進、介護休暇の新設などが主な改正事項となっている。

【宇治田原町環境保全計画】

平成16年（2004年）3月に住民・事業者・行政が一体となり、それぞれの立場でとるべき環境にやさしい行動指針として策定。平成21年（2009年）3月に一部改訂。エコパートナーシップうじたわらは、本計画を推進するための組織として、平成16年（2005年）11月29日設立。

【HIV／エイズ】

AIDS（エイズ）は、Acquired Immuno Deficiency Syndrome の略の事で日本語にすると後天性免疫不全症候群といい、英文の頭文字をとって AIDS（エイズ）と呼び、HIV は、Human Immunodeficiency Virus の略の事で日本語にするとヒト免疫不全ウイルスの事で、エイズの原因となるウイルスのこと。

【NPO】

非営利団体・組織のこと。住民が主体となって社会的な活動を行っている民間の非営利団体を指す。なお NPO 法人（特定非営利活動法人）は、NPO のうち特定非営利活動促進法に基づき、都道府県または国の認証を受けた団体のこと。

【M字型カーブ（M字型就労）】

女性の年齢別労働力率を縦軸に、年齢を横軸にとったグラフが、途中の30歳代前半で大きく落ちこみ、M の字に似た形になること。女性が出産・育児のため、中断再就労を余儀なくされている労働市場のさまを示す。

【エンパワメント】

人が自ら意識と能力を高め、家庭・地域・職業などあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的に力（パワー）をつけるとともに、責任を持った主体的な存在として力を発揮し、行動していくこと。特に、女性にとって経済的な自立と意思決定の場への参画が課題となっている。

か行

【家族経営協定】

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

【キャリア形成】

労働者が自らの職業生活設計に即して必要な職業訓練等を受ける機会が確保され、必要な実務経験を積み重ね、実践的な職業能力を形成すること。

【京都府女性の船】

地域づくりやNPO活動等に関心のある女性に学習・交流の機会を提供し、ネットワークの構築を図り、男女共同参画による豊かな京都府づくりをめざすために、京都府が実施している事業。平成22年度（2010年度）で30回目を迎え、本町ではのべ25人が参加している。

【京都府女性の船「ステップあけぼの」】

京都府「女性の船」事業の修了生で構成され、会員相互の親睦を図り、地域女性リーダーとしての資質向上に努めるとともに、女性関係団体のネットワークづくりを促進することにより、豊かな地域づくりに寄与することを目的にする。

【合計特殊出生率】

15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。1人の女性が平均して一生の間に何人の子供を産むかを示したもの。

さ行

【次世代育成支援対策推進法】

次代の社会を担う子供が健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的とした法律。平成15年法律第120号。平成17年度（2005年度）から10年間の時限立法。急速な少子化の進行を踏まえ、子どもを安心して産み育てることができるための環境整備について、基本理念を定め、国・地方公共団体・企業について、その責務を明らかにし、行動計画などを策定することを義務づけている。

【女性差別撤廃条約】

正式名称は、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条例」。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。

【人権のつどい】

人権尊重思想高揚のため、人権問題に対する住民の正しい理解と認識を深めるため、人権週間にあわせて平成21年度（2009年度）より開催。人権啓発講演会の開催、人権問題相談会の設置、人権作品（標語）募集、表彰を主な事業とする。

【性別による固定的な役割分担意識】

「男は仕事、女は家庭」など、性別によって適した役割や能力、活動する分野があるとして、性別による役割を固定化する考え方や意識。

【セクシュアル・ハラスメント】

主に雇用場で起こる性的いやがらせ。相手の意に反した性的な性質の言動を行い、仕事を遂行する上での一定の不利益を与える等、それを繰り返すことによって就業環境を悪化させること。

【積極的改善措置（ポジティブ・アクション）】

男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画等の機会を積極的に提供すること。

た行

【男女共同参画社会】

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

【男女共同参画社会基本法】

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成11年（1996年）6月に施行。男女共同参画社会の形成についての基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民が果たすべき役割、基本計画を規定している。

【男女雇用機会均等法】

正称名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。昭和61年（1986年）4月に施行。採用・昇進等での男女の機会均等は事業主の努力義務とされていたが、平成9年（1997年）の改正で差別的取り扱いの禁止が定められる。この改正により現名称となる。平成19年（2006年）6月の改正では、性別による差別禁止の範囲を拡大し、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも対象になっている。

【DV防止法】

正称名称は、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」。ドメスティック・バイオレンス（DV）のうち、配偶者からの（多くの場合、夫から妻への）暴力を防止し、被害者を保護するための法律。申し立てを受けた地方裁判所は、被害者に対する保護命令を出すことができる。平成13年（2001年）4月制定、10月施行。

【特定事業主行動計画】

次世代育成支援対策推進法に基づいて、地方公共団体などが事業主の立場から、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう支援していくことを目的として策定する計画。宇治田原町においては平成21年度（2009年度）末に行動計画を策定した。

【ドメスティック・バイオレンス（DV）】

夫婦や恋人などの親しいパートナー間で行われる暴力のことで、その多くは男性から女性に振られる。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力なども含まれる。

な行

【年功序列賃金】

勤続年数、学歴、年齢などの属人的要素を重点に組み立てられた賃金。年功序列型賃金あるいは年功給ともいう。勤続年数、年齢の増大に応じて賃金が上昇するところに基本的な特徴があるが、これらの要素と賃金上昇とが一律の相互関係にあるわけではなく、学歴別、男女別、職種別による格差、人事考課による個人差をうちに含んでいる。年功昇進、退職金制度などとともにいわゆる年功制度の柱をなし、わが国特有の雇用慣行である終身雇用制を支える役割を担ってきた。

は行

【パートタイム労働法】

正式名称は、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。平成 5 年（1993 年）6 月制定、12 月施行。パートタイム労働者の適正な労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生の実施、雇用管理改善などを促進するための法律。平成 20 年（2008 年）4 月 1 日改正、施行。

【パブリックコメント】

住民生活に広くかかわりのある行政の基本的な計画、条例等の策定過程において、その立案段階で考え方や内容を公表し、住民から意見及び提案を求め、その提出された意見等を考慮して行政が最終的な意思決定を行うとともに、その提出された意見等に対する考え方を公表する手続のこと。本町では、「宇治田原町パブリックコメント実施要綱」【平成 22 年（2010 年）4 月 1 日施行】を策定し、パブリックコメントの積極的な実施に努めている。

【平和の日のつどい】

時代の経過とともに戦争体験の風化が叫ばれている中、現在の平和を築いた先人の苦労に感謝し、未来への希望を強く抱けるように、また、戦争を知らない世代に考える機会を持ってもらうことで非核平和にむけた住民運動の裾野を広げていくために開催。主に町内の子どもやその家族を対象に、平和体験学習発表や非核・反戦アニメの放映、模擬店などを実施。主催は、非核平和に賛同する各種団体等で構成される宇治田原町非核平和都市推進協議会。

ら行

【労働率・就業率】

労働力率＝労働力人口／15 歳以上の人口の総数×100

就業率＝労働力人口－完全失業者／15 歳以上の人口の総数×100

労働力人口＝就業者＋完全失業者

就業者＝主に仕事に従事している者＋家事のほかに仕事に従事している者
＋通学のかたわら仕事に従事している者＋仕事を休んでいた者

わ行

【ワーク・ライフ・バランス】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現とは、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会を作り、一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。これは少子化対策や労働市場改革にとどまらず、人々の生き方、ひいては社会の在り方に関わる重要な課題。平成 19 年（2007 年）12 月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、目指すべき社会の姿や、企業・働く方・国・地方公共団体が果たすべき役割などが具体的に示された。

宇治田原町男女共同参画計画

ー新 いきいきさわやかプランー

発行：平成23年3月

編集：宇治田原町企画・財政課

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町荒木西出10

TEL 0774-88-2250（代表）0774-88-6632（直通）

FAX 0774-88-3231

URL <http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/>
